

立命館京都学  
優秀卒業論文集  
2022

立命館大学 文学部 人文学科  
地域研究学域 京都学専攻



## 「立命館京都学 優秀卒業論文集 2022」

### 【はしがき】

本論文集は、2022 年度に提出された卒業論文のなかで、特に優秀と認められた論文を収録したものです。2022 年度の優秀論文は3点で、いずれも、自身の解釈を導き出した論考でした。

「大正時代の「修学旅行案内」における京都」と題した論考は、近代の修学旅行にかかわる資料を読み解き、100 年前、京都はどのようにイメージされていたのかを検討したものです。資料を丁寧に分析し、得られた結果について先行研究をふまえて考察した記述は、学術論文として完成度の高いものといえます。「京都市の小規模産地伝統産業から見る課題と可能性」は、職人の皆さんに対する聞き取り調査を丁寧に綴ったものであり、本論文集ではそのすべてを掲載できなかったものの、職人が伝統産業に向き合う姿勢が表れています。「第二次世界大戦以後の京都の建物変遷—西陣地区を中心に—」は、京町家が減少した背景として第二次世界大戦時の建物強制疎開にまで言及しました。高度成長期やバブル期といった、戦後の経済的な影響だけではなく、より長い目で町をとらえた研究でした。

立命館大学京都学は、2020 年度より「京都学クロスメジャー」という文学部全学域・専攻から履修生を募りました。2023 年度にはじめて、クロスメジャー修了生を送り出す予定です。

立命館京都学が目指す、人文学の各学問分野の視点や論点、研究手法を理解した上で、京都に対する深い認識を得ることは、容易ではありません。そのなかで、学生諸君が、既存の知識や視点を自らのものとし、多様な関心と新たな発想から探究を積み重ねることで、立命館京都学は進展してきました。クロスメジャーとしての展開においても、学内外の枠を超えて、地域に学び、地域の皆様との協同により発展していくものと確信します。

2023 年 7 月吉日  
立命館大学文学部地域研究学域  
京都学専攻 教員一同



清心門の東角より北西方向を写す  
(2023 年 6 月 松尾撮影)



清心館 4 階南西角の窓より写す  
(2023 年 6 月 松尾撮影)

## 【目次】

### 大正時代の「修学旅行案内」における京都

河村 優杜 pp. 1～26

### 京都市の小規模産地伝統産業から見る課題と可能性

森田 梨菜 pp. 27～53

### 第二次世界大戦以後の京都の建物変遷 —西陣地区を中心に—

野村 理一郎 pp. 54～89

# 大正時代の「修学旅行案内」における京都

河村 優杜

## はじめに

京都と聞いてイメージするものは何か。「神社仏閣」「祭」「紅葉」「桜」「京料理」「西陣織」「伝統工芸」など色々考えられるが、「修学旅行」で初めて京都を訪れた人も多いのではないだろうか。私自身も初めて京都を訪れたのは中学生の修学旅行のときであった。長引くコロナ禍で京都を訪れる観光客が減るなか、修学旅行生の存在は京都に彩りだけでなく、希望を与えるものともなった。平和学習が盛んになり、以前より減少したとは言うものの、相変わらず京都は修学旅行先として人気が高いことに変わりはない。しかし、約100年前の大正時代の人々の京都イメージとはどのようなものだったのだろうか。そこで、本稿は大正時代の学校教育の視点からみえる京都イメージを1つの基準として、大正時代の京都イメージはどのようなものであったのか明らかにしていく。学校教育を1つの基準としたのは、当時の学校教育が国民に日本国民としてのアイデンティティを意識させ、国民国家を成立させるための機能を強く有していたことが理由である。そのため、学校教育からみえる京都イメージは教育を通じて、一般国民にも浸透していたのではないだろうか。

このように、本稿では学校教育の視点から大正時代の京都イメージを明らかにしていくが、学校教育全般を対象にすると広範囲になるので、学校行事の1つである「修学旅行」を対象にすることで大正時代の京都イメージを明らかにしていきたい。修学旅行を対象にした理由は、大正時代においても京都が修学旅行の目的地として選ばれており、京都を記載している「修学旅行案内」が現存しているからである。そこで、研究方法としては『近畿地方修学旅行の栞』『関西方面修学旅行案内』『近畿地方修学旅行案内』の3つの「修学旅行案内」を用いて、分析・先行研究との比較を通じて、大正時代の京都イメージを明らかにしていきたい。

最後に、「修学旅行案内」の定義付けをしておく。「修学旅行案内」とは現代の感覚で例えると、「修学旅行のしおり」である。しかし、主な内容が日程・スケジュール及び決まり事を記載する「修学旅行のしおり」とは異なり、「修学旅行案内」では主な内容として、訪問場所の地理や歴史、美術について記載している。このように、観光ガイドブック要素の強



いという点や歴史教育が強調されている点で、「修学旅行のしおり」とは異なる案内書である。

## 第1章 修学旅行の歴史

まず大正時代の「修学旅行案内」を研究材料として用いることから、大正時代の「修学旅行」がどのようなものであったのか、大正時代までの修学旅行の歴史を踏まえ、修学旅行ドットコム「明治時代～戦前の修学旅行の意義」<sup>1)</sup>を参考にまとめておきたい。

明治 19(1886)年、東京師範学校で修学旅行の始まりとされる長途遠足が行われる。実施期間は 12 日間で、内容は発火演習、散兵演習、学術演習として気象調査、介類採集、作図、写景、学校参観等実習が行われた。この長途遠足は現代の修学旅行とは異なる、武装行軍修学旅行であった。このような武装行軍修学旅行は他の学校でも実施されており、代表的なものに鳳鳴義塾の武装行軍修学旅行<sup>2)</sup>があげられる。

一方、兵式体操は形式的で、現在と同じように見学見物を中心にした修学旅行もあった。青山師範学校もその 1 例であり、明治 22(1889)年に入学した生徒の回想では、「行軍ト云ツテモ一種ノ修学旅行、地方見物ノ様ナモノデシタ」(4 頁)と述べられている。また、学術調査実習にも力を入れている例があり、第五高等学校では、職員に軍隊・歴史・地理物産・測地・博物・図画・気象・建築・古文書類・地質鉱物・製造工業・旅行記事・先発・衛生・会計・輜重等の担当を定め修学旅行を行なっている。他にも、明治 29(1896)年から実業学校では実学実習の修学旅行が実施されるようになった。

このように明治 19(1886)年に始まった修学旅行であるが、明治 25(1892)年、文部省は文部大臣訓令による修学旅行奨励を行った。しかし、明治 31(1898)年になると長期の修学旅行に対する批判が出てき、宿泊旅行を禁止する都道府県も現れた。そして、そうした中、明治 34(1901)年に文部省令第 3 号、「兵式分離」が公布された。修学旅行が始まって以来、重要な要素であった兵式体操が分離されたのである。

日清戦争後、国民は海外、特に朝鮮と中国に注目する様になり、修学旅行でもその影響が表れる。一例として、明治 35(1902)年の福岡市福岡商業学校では、木浦、鎮南浦、平壤、仁

---

1) 修学旅行ドットコム「明治時代～戦前の修学旅行の意義」(最終閲覧日 2022 年 12 月 18 日) ([http://shugakuryoko.com/museum\\_2.html](http://shugakuryoko.com/museum_2.html))

2) 記録は明治 28(1895)年のもの。

川、京城へ見学と実習の修学旅行を行なった。また、明治時代後期の日清戦争・日露戦争後、大陸政策の一環として戦跡地見学が奨励された例もある。

このように修学旅行は明治時代に始まり、形態も様々に変化していったのである。そして、明治時代後期に兵式分離が行われ、大正時代の時点ではほとんど現在の修学旅行と変わらない形式となった。また、敬神崇神の思潮が反映され、大正時代の修学旅行において<sup>3)</sup>、神社仏閣を訪れる修学旅行が盛んに実施される。

## 第2章 3つの「修学旅行案内」

### 第1節 『近畿地方修学旅行の栞』

『近畿地方修学旅行の栞』<sup>4)</sup>は大正8(1919)年に作成された、松江市内の女学校(松江高等女学校、松江市立女子技芸学校のどちらか)の「修学旅行案内」であり、著者は教諭の武用種吉である。縦16cm、全143頁で構成されている。この「修学旅行案内」は、序で

下見をしないで、授業を受けると、大事なことを聞落すと同じく、準備をしないで、漫然と旅行すると、後に「ソナナことがありましたか、私は気が付きませんでした、惜しいことをしました」と、ご後悔することがありませう、此冊子をよく読んで準備をして御出なさい。(序)

とあるように、修学旅行前の下見、準備を目的に作成されている。

この「修学旅行案内」の全体の流れは、(出発)→(京都市)→(京阪電車沿道)→(大阪市)→(奈良線沿道)→(関西線沿道)→(参宮線沿道)となっており、京都に限定すると、(出発)→(京都市)→(京阪電車沿道)→(奈良線沿道)→(関西線沿道)となっている。

---

3) 明治時代末、昭和時代にも同じ現象がみられる。

4) 武用種吉編(1919)『近畿地方修学旅行の栞』武田種吉 国立国会図書館デジタルコレクション (<https://dl.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/961972>) (最終閲覧日 2022年12月18日)



表 1 『近畿地方修学旅行の栞』に記載されている場所<sup>5)</sup>

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>(出発)</b></p> <p>(1) 福知山駅(2) 綾部駅(3) 園部駅(4) 亀岡駅(5) 保津川峡流(6) 嵯峨駅(7) 天龍寺(8) 清涼寺</p> <p>(9) 花園駅(10) 妙心寺(11) 二条駅(12) 二条離宮</p> <p><b>(京都市)</b></p> <p>(13) 京都駅(14) 京都市街(15) 京都の沿革(16) 東本願寺(17) 西本願寺(18) 新京極(19) 大仏殿</p> <p>(20) 豊国神社(21) 京都帝室博物館(22) 三十三間堂(23) 阿弥陀峰(24) 西大谷(25) 清水寺(26) 高台寺(27) 東大谷(28) 八坂神社(29) 丸山公園(30) 知恩院(31) 疏水(32) 南禅寺(33) 岡崎公園と動物園(34) 平安神宮(35) 武徳殿(36) 京都帝国大学(37) 京都御所(38) 護王神社(39) 西陣</p> <p>(40) 北野神社(41) 平野神社(42) 金閣寺(43) 建勲神社(44) 大徳寺(45) 下鴨神社(46) 上加茂神社(47) 銀閣寺(48) 京都よりのおみやげもの</p> <p><b>(京阪電車沿道)</b></p> <p>(49) 三条大橋停留所(50) 東福寺(51) 稲荷神社(52) 深草里(53) 深草野(54) 瑞光寺(55) 十二帝陵(56) 墨染(57) 欣浄寺(58) 柏原御陵(59) 桃山城趾(60) 伏見町(61) 御香宮神社(62) 伏見桃山陵(63) 伏見桃山東陵(64) 乃木神社(65) 三夜荘(66) 寺田屋騒動乃碑(67) 宇治川(68) 淀町(69) 淀城趾(70) 天王山(71) 酒解神社(72) 観音寺(73) 宝積寺(74) 妙喜庵(75) 山崎八幡宮(76) 石清水八幡宮(77) 橋本停留所(78) 西遊寺</p> <p><b>(奈良線沿道)</b></p> <p>(79) 木幡(80) 醍醐(81) 山科(82) 黄檗山萬福寺(83) 宇治(84) 玉水駅(85) 木津駅</p> <p><b>(関西線沿道)</b></p> <p>(86) 笠置山</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

表 2 は、『近畿地方修学旅行の栞』に記載されている場所を、a「寺社」、b「古跡」、c「祭礼・風俗」、d「商業・店舗」、e「産業・工業」、f「交通」、g「その他」として種類別に分類したものである。この分類は、長谷川奨悟(2012)<sup>6)</sup> の分類を参考にした。

5) 現在の京都府内にある場所を抽出した。

6) 長谷川奨悟(2012)「明治前期の名所案内記にみる京名所についての考察」『歴史地理学会』54(4)、30 頁。

表2 『近畿地方修学旅行の栞』に記載されている場所を種類別に分類

| 総数 | a  | b | c | d | e | f  | g  |
|----|----|---|---|---|---|----|----|
| 86 | 43 | 6 | 0 | 2 | 2 | 13 | 20 |

この結果、『近畿地方修学旅行の栞』における分類の割合<sup>7)</sup>は、a「寺社」が50%、b「古跡」が約7%、c「祭礼・風俗」が0%、d「商業・店舗」が約2%、e「産業・工業」が約2%、f「交通」が約15%、g「その他」が約23%であることが明らかとなった。そして、割合が高い順に並べると、a「寺社」→g「その他」→f「交通」→b「古跡」→d「商業・店舗」・e「産業・工業」→c「祭礼・風俗」となる。

これらのデータにより以下のことが明らかになった。1つ目はa「寺社」の割合が1番高く、また半分を占めていることである。大正時代も現代と変わらず、京都イメージとして寺社が認識されていた。2つ目はf「交通」の割合がg「その他」を除くと2番目に高いことである。これは、学校が鉄道を利用して京都を訪れたため途中で駅に立ち寄ったことや駅自体が近代を代表する建築物として考えられていたことが理由であると考えられる。

表3は『近畿地方修学旅行の栞』に記載されている場所を時代別に分類したものである。この時代区分は九州歴史資料館<sup>8)</sup>の時代区分を参考にした。また、それぞれの場所の分類方法は、記述内容から創建年や出来事などをキーワード(例えば、平安神宮の場合、平安京の平安時代と創建年の明治時代の二つのキーワードとなる)を抜き出し、それぞれ分類した。

この分類の結果、「旧石器時代」が0%、「縄文時代」が0%、「弥生時代」が0%、「古墳時代」が0%、「飛鳥時代」が0%、「奈良時代」が約9%、「平安時代」が約17%、「鎌倉時代」が約9%、「室町時代」が10%、「安土桃山時代」が約18%、「江戸時代」が約15%、「明治時代」が約18%、「大正時代」が約5%であることが明らかとなった<sup>9)</sup>。そして、割合が高い順に並べると、「安土桃山時代」→「明治時代」→「平安時代」→「江戸時代」→「室町時代」→「奈良時代」・「鎌倉時代」→「大正時代」→「旧石器時代」・「縄文時代」・「弥生時代」・「古墳時代」・「飛鳥時代」となる。

これらのデータにより以下のことが明らかになった。それは僅差であるが、「安土桃山時

7) 各種類÷総数(少数第3位以下を四捨五入)に×100をした。

8) 九州歴史資料館「時代区分」(最終閲覧日 2022年12月18日)

([https://kyureki.jp/wp-content/uploads/2021/03/publish\\_commentary\\_kaisetu15.pdf](https://kyureki.jp/wp-content/uploads/2021/03/publish_commentary_kaisetu15.pdf))

9) 各時代÷総数(少数第3位以下を四捨五入)に×100を行った。



代」の割合が1番高いことである。「安土桃山時代(1573年～1603年)」は他の時代と比べると期間が短いにも関わらず、割合が1番高い。同じように割合が高く、期間が短い時代には「明治時代」も該当する。

表3 『近畿地方修学旅行の栞』に記載されている場所を時代別に分類

|        |     |
|--------|-----|
| 総数     | 154 |
| 旧石器時代  | 0   |
| 縄文時代   | 0   |
| 弥生時代   | 0   |
| 古墳時代   | 0   |
| 飛鳥時代   | 0   |
| 奈良時代   | 14  |
| 平安時代   | 26  |
| 鎌倉時代   | 14  |
| 室町時代   | 15  |
| 安土桃山時代 | 28  |
| 江戸時代   | 23  |
| 明治時代   | 27  |
| 大正時代   | 7   |

## 第2節 『関西方面修学旅行案内』

『関西方面修学旅行案内』<sup>10)</sup>は大正12(1923)年に発行され、神奈川県師範学校の数年間の修学旅行の行程をもとに作成された、縦16cm、全161頁の「修学旅行案内」である。地理や歴史に関するものは森教諭が、美術史に関係の深い古社寺は野尻教諭が執筆している。

この修学旅行案内の全体の流れは、(岐阜県)→(滋賀県)→(京都府)→(大阪府)→(兵庫県)→(和歌山県)→(奈良県)→(三重県)→(愛知県)となっており、京都に限定すると、(滋賀県)→(京都府)→(大阪府)→(奈良県)となっている。

10) 野尻貞衛(1923)『関西方面修学旅行案内』神奈川県師範学校 国立国会図書館デジタルコレクション(<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/916858>) (最終閲覧日 2022年12月18日)

表 4 『関西方面修学旅行案内』に記載されている場所<sup>5)</sup>

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>(滋賀県)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| (1) 疏水                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <b>(京都府)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| (2) 京都市 (3) 京都御所 (4) 仙洞御所 (5) 二条離宮 (6) 三条大橋 (7) 鹿ヶ谷、東山 (8) 銀閣寺 (9) 南禅寺 (10) 大極殿及び平安神宮 (11) 知恩院 (12) 円山公園 (13) 八阪神社 (14) 八阪塔 (15) 清水寺 (16) 建仁寺 (17) 六波羅殿址 (18) 方広寺 (19) 阿弥陀が峰 (20) 豊国神社 (21) 京都帝国博物館 (22) 三十三間堂 (23) 東福寺 (24) 稻荷神社 (25) 伏見城址 (26) 桃山御陵 (27) 宇治 (28) 宇治川 (29) 平等院 (30) 萬福寺 (31) 賀茂神社 (32) 相国寺 (33) 西陣 (34) 北野神社 (35) 平野神社 (36) 金閣寺 (37) 仁和寺 (38) 嵯峨野 (39) 嵐山 (40) 天龍寺 (41) 東本願寺 (42) 西本願寺 (43) 東寺 (44) 長岡古都址 |
| <b>(大阪府)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| (45) 山崎 (46) 男山八幡宮                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <b>(奈良県)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| (47) 笠置山 (京都府)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

表 5 は、『関西方面修学旅行案内』に記載されている場所を、a「寺社」、b「古跡」、c「祭礼・風俗」、d「商業・店舗」、e「産業・工業」、f「交通」、g「その他」として種類別に分類<sup>11)</sup>したものである。

表 5 『関西方面修学旅行案内』に記載されている場所を種類別に分類

| 総数 | a  | b | c | d | e | f | g  |
|----|----|---|---|---|---|---|----|
| 47 | 26 | 5 | 1 | 0 | 2 | 2 | 11 |

この結果、『関西方面修学旅行案内』における分類の割合<sup>7)</sup>は、a「寺社」が約 55%、b「古跡」が約 11%、c「祭礼・風俗」が約 2%、d「商業・店舗」が 0%、e「産業・工業」が約 4%、f「交通」が約 4%、g「その他」が約 23%であることが明らかになった。そして、割合が高い順に並べると、a「寺社」→g「その他」→b「古跡」→e「産業・工業」・f「交通」→c「祭礼・風俗」→d「商業・店舗」となる。

11) この分類の参考も第 1 節と同様である。

これらのデータにより以下のことが明らかになった。1つ目はa「寺社」の割合が半分以上を占めていることである。これにより第1節と同様、大正時代も現代と変わらず、京都イメージとして寺社が認識されていたことがわかった。2つ目は『近畿地方修学旅行の栞』とは違い、f「交通」の割合が低いことである。『関西方面修学旅行案内』も鉄道を利用しているが、主要地として鉄道の記載がなく、その点で『近畿地方修学旅行の栞』との差異がみられた。

表6は『関西方面修学旅行案内』に記載されている場所を時代別に分類<sup>12)</sup>したものである。

表6 『関西方面修学旅行案内』に記載されている場所を時代別に分類

|        |    |
|--------|----|
| 総数     | 92 |
| 旧石器時代  | 0  |
| 縄文時代   | 0  |
| 弥生時代   | 0  |
| 古墳時代   | 0  |
| 飛鳥時代   | 2  |
| 奈良時代   | 3  |
| 平安時代   | 17 |
| 鎌倉時代   | 13 |
| 室町時代   | 14 |
| 安土桃山時代 | 11 |
| 江戸時代   | 20 |
| 明治時代   | 12 |
| 大正時代   | 0  |

この分類の結果、「旧石器時代」が0%、「縄文時代」が0%、「弥生時代」が0%、「古墳時代」が0%、「飛鳥時代」が約2%、「奈良時代」が約3%、「平安時代」が約18%、「鎌倉時代」が約14%、「室町時代」が約15%、「安土桃山時代」が約12%、「江戸時代」が約22%、「明治時代」が約13%、「大正時代」が0%であることが明らかとなった<sup>9)</sup>。

---

12) この時代区分の参考も第1節と同様である。また、分類方法も第1節と同様である。



そして、割合が高い順に並べると、「江戸時代」→「平安時代」→「室町時代」→「鎌倉時代」→「明治時代」→「安土桃山時代」→「奈良時代」→「飛鳥時代」→「旧石器時代」・「縄文時代」・「弥生時代」・「古墳時代」・「大正時代」となる。

これらのデータにより、「江戸時代」が少し多い印象はあるが「平安時代」～「明治時代」までいずれも 10 差以内であり、比較的、時代ごと均等に選ばれていることがわかった。

### 第 3 節 『近畿地方修学旅行案内』

『近畿地方修学旅行案内』<sup>13)</sup>は大正 13(1924)年に発行された、京都府立京都第二高等女学校の遠足及び旅行の割当地、またそれ以外の場所についての手引となる、縦 17cm、全 420 頁(索引を含めると 440 頁)の「修学旅行案内」である。執筆者は、香山益彦、兼松芳江、小林政吾、平川常太、小澤信吉(後に、平川のかわりに久保田眞が引き継ぐ)の 5 名である。

この旅行案内の全体の流れは、(京都御所及離宮)→(京都中央部)→(京都東部)→(京都東北部)→(京都南部東南部及群部)→(京都北部及群部)→(京都西北部及群部)→(京都西方群部)→(天橋方面)→(近江方面)→(奈良和歌山方面)→(大阪神戸方面)→(伊勢方面)となっており、京都に限定すると、(京都御所及離宮)→(京都中央部)→(京都東部)→(京都東北部)→(京都南部東南部及群部)→(京都北部及群部)→(京都西北部及群部)→(京都西方群部)→(天橋方面)となっている。

表 7 『近畿地方修学旅行案内』に記載されている場所<sup>5)</sup>

|                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (京都御所及離宮)                                                                                                                                                                                                                                           |
| (1) 京都御所(2) 皇居(3) 仙洞御所(4) 大宮御所(5) 御苑(6) 平安京の規模及び変遷(7) 二条離宮(8) 桂離宮(9) 修学院離宮                                                                                                                                                                          |
| (京都中央部)                                                                                                                                                                                                                                             |
| (10) 神泉苑(11) 所司代邸址(12) 聚楽第址(13) 相国寺(14) 同志社大学(15) 護王神社(16) 梨木神社(17) 法成寺址(18) 革堂(19) 下御霊社(20) 上御霊社(21) 妙満寺(22) 本能寺(23) 三条大橋(24) 鴨川(25) 橋(26) 京阪電車(27) 五条大橋(28) 新京極(29) 高瀬川(30) 堀川(31) 六角堂(32) 壬生寺(33) 壬生狂言(34) 佛光寺(35) 西本願寺(36) 東本願寺(37) 興正寺(38) 本国寺 |
| (京都東部)                                                                                                                                                                                                                                              |
| (39) 東山(40) 青蓮院(41) 花園天皇陵(42) 栗田口(43) 知恩院(44) 円山公園(45) 将軍塚(46) 頼山陽墓(47) 八坂神社(48) 雙林寺(49) 西行庵(50) 東大谷(51) 高台寺(52) 霊山(53) 建仁寺(54)                                                                                                                     |

13) 京都府立京都第二高等女学校校友会編(1924)『近畿地方修学旅行案内』京都府立京都第二高等女学校校友会 国立国会図書館デジタルコレクション  
(<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/983101>) (最終閲覧日 2022 年 12 月 18 日)

六波羅蜜寺(55) 六波羅(56) 八阪の塔(57) 清水寺(58) 清閑寺(59) 鳥部山(60) 西大谷(61) 養源院(62) 妙法院(63) 智積院(64) 方広寺(65) 耳塚(66) 豊国神社(67) 豊臣秀吉の墓(68) 新日吉神社(69) 京都恩賜博物館(70) 三十三間堂(71) 後白川天皇陵(72) 法住寺殿の址

**(京都東北部)**

(73) 熊野神社(74) 聖護院(75) 平安神宮(76) 岡崎公園(77) 武徳殿(78) 動物園(79) 白川(80) 市公会堂(81) 商品陳列所(82) 疏水(83) 蹴上発電所(84) 水道浄水池(85) 南禅寺(86) 金地院(87) 鹿ヶ谷(88) 永観堂(89) 若王子神社(90) 吉田神社(91) 吉田山(92) 陽成天皇御陵(93) 京都帝国大学(94) 第三高等学校(95) 百萬遍(96) 後二条天皇陵(97) 黒谷(98) 真如堂(99) 如意嶽(100) 銀閣寺

**(京都南部東南部及群部)**

(101) 東寺(102) 西寺(103) 羅城門址(104) 鳥羽殿址(105) 安楽寿院(106) 近衛天皇陵(107) 白川天皇陵(108) 泉涌寺(109) 月輪十二陵(110) 東福寺(111) 万寿寺(112) 稻荷神社(113) 藤森神社(114) 石峰寺の五百羅漢(115) 宝塔寺(116) 瑞光寺(117) 深草(118) 伏見(119) 伏見桃山御陵(120) 伏見桃山東御陵(121) 伏見城址(122) 乃木神社(123) 御香宮(124) 桓武天皇柏原陵(125) 木幡(126) 木幡の諸陵(127) 黄檗山萬福寺(128) 三室戸寺(129) 菟道稚郎子の御墓(130) 橋寺(131) 宇治神社(132) 興聖寺(133) 朝日山(134) 宇治川(135) 橋小島崎(136) 浮島の塔(137) 宇治川発電所(138) 宇治橋(139) 宇治町(140) 平等院(141) 鳳凰堂(142) 扇の芝(143) 縣神社(144) 宇治茶(145) 日岡(146) 京津電車(147) 元慶寺(148) 天智天皇陵(149) 山科本願寺別院(150) 蓮如上人の墓(151) 佛光寺遺址(152) 田村塚(153) 大石良雄潜居の地(154) 随心院(155) 醍醐天皇陵(156) 朱雀天皇陵(157) 勧修寺(158) 醍醐寺(159) 下醍醐(160) 三宝院(161) 醍醐花見の宴(162) 上醍醐(163) 小栗栖(164) 法界寺(165) 笠置山(166) 笠置寺(167) 笠置行在所址(168) 笠置温泉

(宇治以南鉄道駅付近の名所)

(169) 有王山(170) 木津(171) 木津川(172) 瓶の原(173) 恭仁宮址

**(京都北部及群部)**

(174) 加茂御祖神社(175) 建勲神社(176) 舟岡山(177) 大徳寺(178) 光悦寺(179) 蓮月尼隠棲の地(180) 植物園(181) 加茂別雷神社(182) 松崎(183) 赤山神社(184) 詩仙堂(185) 三宅八幡(186) 小野毛人の墓(187) 鞍馬寺(188) 貴船神社(189) 八瀬・大原(190) 三千院(191) 極楽院(192) 後鳥羽・順徳二帝の陵(193) 来迎院(194) 勝林院(195) 寂光院(196) 建礼門院の御陵

**(京都西北部及群部)**

(197) 西陣(198) 西陣織物館(199) 西陣京極(200) 大極殿址朱雀大路址(201) 北野神社(202) 右近馬場(203) 御土居(204) 紙屋川(205) 平野神社(206) 金閣寺(207) 衣笠山(208) 等持院(209) 龍安寺(210) 仁和寺(211) 双ヶ岡(212) 妙心寺(213) 広隆寺(214) 高尾(215) 梅尾(216) 槇尾(217) 神護寺(218) 西明寺(219) 高山寺

**(京都西方群部)**

(220) 広沢池(221) 大覚寺(222) 清涼寺(223) 二尊院(224) 小倉山(225) 野々宮趾(226) 亀山(227) 嵐山(228) 天龍寺(229) 保津川下り(230) 亀山城址(231) 篠村八幡宮(232) 菩提寺(233) 愛宕山(234) 愛宕神社(235) 月輪寺(236) 梅宮神社(237) 松尾神社(238) 栗生光明寺(239) 長岡(240) 長岡京址(241) 天満宮(242) 天王山(243) 宝積寺(244) 妙喜庵(245) 離宮八幡(246) 石清水八幡宮(247) 男山陣址(248) 淀町

**(天橋)**

(249) 三舞鶴(250) 田辺城址(251) 宮津町(252) 天の橋立

表8は、『近畿地方修学旅行案内』で紹介されている場所を、a「寺社」、b「古跡」、c「祭礼・風俗」、d「商業・店舗」、e「産業・工業」、f「交通」、g「その他」として種類別に分類<sup>11)</sup>したものである。

表8 『近畿地方修学旅行案内』に記載されている場所を種類別に分類

| 総数  | a   | b  | c | d | e | f  | g  |
|-----|-----|----|---|---|---|----|----|
| 252 | 124 | 37 | 4 | 6 | 5 | 17 | 59 |

この結果、『近畿地方修学旅行案内』における分類の割合<sup>7)</sup>は、a「寺社」が約49%、b「古跡」が約15%、c「祭礼・風俗」が約2%、d「商業・店舗」が約2%、e「産業・工業」が約2%、f「交通」が約7%、g「その他」が約23%であることが明らかになった。そして、割合が高い順に並べると、a「寺社」→g「その他」→b「古跡」→f「交通」→d「商業・店舗」→e「産業・工業」→c「祭礼・風俗」となる。

これらのデータにより寺社の割合が約半分を占めていることが明らかになった。

表9は『近畿地方修学旅行案内』に記載されている場所を時代別に分類<sup>12)</sup>したものである。

表9 『近畿地方修学旅行案内』に記載されている場所を時代別に分類

|        |     |
|--------|-----|
| 総数     | 459 |
| 旧石器時代  | 0   |
| 縄文時代   | 0   |
| 弥生時代   | 1   |
| 古墳時代   | 2   |
| 飛鳥時代   | 13  |
| 奈良時代   | 18  |
| 平安時代   | 123 |
| 鎌倉時代   | 51  |
| 室町時代   | 51  |
| 安土桃山時代 | 54  |
| 江戸時代   | 83  |
| 明治時代   | 50  |
| 大正時代   | 13  |

この分類の結果、「旧石器時代」が 0%、「縄文時代」が 0%、「弥生時代」が約 0%、「古墳時代」が約 0%、「飛鳥時代」が約 3%、「奈良時代」が約 4%、「平安時代」が約 27%、「鎌倉時代」が約 11%、「室町時代」が約 11%、「安土桃山時代」が約 12%、「江戸時代」が約 18%、「明治時代」が約 11%、「大正時代」が約 3%であることが明らかとなった<sup>9</sup>。そして、割合が高い順に並べると、「平安時代」→「江戸時代」→「安土桃山時代」→「鎌倉時代」・「室町時代」→「明治時代」→「奈良時代」→「飛鳥時代」・「大正時代」→「古墳時代」→「弥生時代」→「旧石器時代」・「縄文時代」となる。

これらのデータにより以下のことが明らかになった。それは「平安時代」の割合が 1 番高く、他の時代と比べても大きく差をつけていることである。

これらの結果を確認したとき、すぐに想起されたのが高木博志(2006)<sup>14)</sup>の先行研究であった。高木(2006)<sup>14)</sup>は先行研究で明治時代以降の京都イメージ形成について言及しており、そこではある 2 つの文化に注目している。次章では高木の考察を確認しつつ、これらのデータの意味について考えていくことにしたい。

### 第 3 章 明治時代以降の京都イメージ形成

#### 第 1 節 京都イメージ形成と 2 つの文化

大正時代の京都のイメージを考察していく前に第 2 章で前述した通り、第 3 章で先行研究として高木(2006)<sup>14)</sup>の研究を取り上げ、明治時代以降の京都イメージ形成について記述する。

高木(2006)<sup>14)</sup>は、明治時代以降の京都イメージ形成について以下のように述べている。

古都京都イメージの近代における形成・展開をここで整理したい。一八九五年の平安遷都千百年記念祭や第四回内国博覧会といった日清戦争前後の国民国家形成期には、対ヨーロッパ、対中国に対する自画像として、京都のみならず日本の表象として「国風文化」を自らのイメージと重ねた。そして日韓併合後の一九一〇年代以降の「帝国」の時代になると、過去の「海外雄飛」、キリ

---

14) 高木博志(2006)『近代天皇制と古都』岩波書店。



スト教の布教といった一六世紀後半の「安土桃山文化」が顕彰の対象となる。

(172 頁)

この高木(2006)<sup>14)</sup>の意見から、明治時代以降の伝統的な京都イメージ形成において、2つの文化が重要視されたことがわかる。その2つというのは、「国風文化」と「安土<sup>15)</sup> 桃山文化」である。

## 第2節 国風文化

第1節で、「国風文化」と「安土桃山文化」が明治時代以降の京都イメージ形成の中心となったことを述べた。次に、第2節では「国風文化」が明治時代以降の京都イメージ形成にどのように関わっていたのかを、より詳細に述べていく。

日本は嘉永6(1853)年の黒船来航から、幕末の動乱を経て、明治時代を迎えるわけだが、その際、江戸時代とは異なる新しい国家をつくることを目指す。その国家とはいわば、後発的ではあるが、欧米列強と肩を並べるような、強い力を持つ国民国家である。明治政府はそのような国家をつくるため、その軸に、天皇を政治的・文化的に据えた。そして、天皇を中心とした国家づくりが進められることで、京都は古都として文化的に特別な意味を持ったのである。

以上のような国家づくりの中で非常に重要視された京都であるが、何故、特に「国風文化」(平安時代の文化)が注目されたのか。その理由としてあげられるのが、日本のアイデンティティである。高木(2006)<sup>14)</sup>は「国風文化」について、

京都は、一八九〇年代には「国風文化」として、中国や朝鮮にもない純粋な「日本文化」として表彰され(v 頁)

すなわち国のはじまりの語りである古代(飛鳥・白鳳・天平)を表徴する奈良に対して、京都イメージは平安時代後期の「優美な」国風文化に特化されてゆく(二十世紀には安土桃山時代の顕彰もはじまる)。国風文化としての京都イメージは、大陸の影響のない「純粋な日本文化」としての宮廷文化である。(131 頁)

---

15) 「桃山文化」という呼称が一般的であると考えるが、論文中では高木の先行研究にしたがって、「安土桃山文化」と表記する。

と指摘している。

このように「国風文化」は、他にはない日本独自の文化として重要視され、日本の国家形成に利用されたのである。「国風文化」より広くなるが、平安時代の文化という括りでは、実際に、京都において、桓武天皇を祀るために平安神宮が創建された。欧米列強から、日本が伝統のある一等国として認められるために、京都の「国風文化」は重要なキーワードであったのである。

その後、昭和時代になると「国風文化」が雅という言葉に代表されるようになるが、対象の時代外であるので、本稿では触れない。

### 第3節 安土桃山文化

第3節では、「安土桃山文化」が明治時代以降の京都イメージ形成にどのように関わってきたのかを、より詳細に述べていく。

まず、京都イメージ形成において「安土桃山文化」が重要視されていく前段階として、京都における「豊臣秀吉」の顕彰について述べる必要がある。明治時代中期の京都では、豊臣秀吉を顕彰する動きがみられ、例えば、明治23(1890)年の豊国会の結成や明治31(1898)年の阿弥陀ヶ峰の豊国山廟の建築が該当する。このように、明治時代中期に豊臣秀吉の顕彰がみられる理由について、高木(2006)<sup>14)</sup>は、

近代における豊臣秀吉顕彰の意味には、仙台や金沢などにおける藩祖顕彰にあらわれたように、徳川幕府の否定とともに、徳川家に滅亡させられた豊臣家の復権という側面が指摘できる。さらに近代の軍隊の性格を考えると、秀吉の農民出身という物語は、国民皆兵による「武士道」の四民(臣民)化と呼応する(158頁)

と指摘している。

以上のように、明治時代中期の京都において、豊臣秀吉の顕彰が行われた。そして、その後、豊臣秀吉顕彰という下地がある中、第1節のように、1910年代以降の「帝国」の時代になると「海外雄飛」、キリスト教の布教といった16世紀後半の「安土桃山文化」が京都イメージに反映されるようになる。

その後、昭和時代になり林屋辰三郎が「町衆」を京都イメージに定着させる。

以上のように高木(2006)<sup>14</sup>の先行研究において「国風文化」と「安土桃山文化」が明治時代以降の京都イメージ形成において重要視されていたことが述べられているが、この指摘は第2章の3つの「修学旅行案内」の分類結果と概ね対応している。例えば、「国風文化」に注目し、「国風文化」＝「平安時代」と仮定して、表9をみると確かに「平安時代」の記載数が特段に多い。また、「安土桃山文化」に注目し、表3をみると確かに「安土桃山時代」の記載数が1番多い。あくまでも3つの「修学旅行案内」の分類結果からではあるが、高木(2006)<sup>14</sup>の先行研究の言及と対応するような、結果がみられた。

## 第4章 大正時代の京都イメージと豊臣秀吉

### 第1節 なぜ安土桃山時代なのか

これまで、第2章で3つの「修学旅行案内」の分析を行い、第3章では高木(2006)<sup>14</sup>の研究から明治時代以降の京都イメージ形成をまとめてきた。この第4章では以上の章を踏まえ、大正時代における京都イメージを考察していく。

第2章において、『近畿地方修学旅行の栞』『関西方面修学旅行案内』『近畿地方修学旅行案内』の3つの「修学旅行案内」を分析した。この分析ではそれぞれの「修学旅行案内」に記載されている場所を種類別に分類し、また時代別に分類したが、私は京都イメージを考察するにおいて、後者に注目した。その理由としては時代区分の中で、「安土桃山時代」に割合という面で他時代との差異がみられたからである。

以上のように、「安土桃山時代」に割合という面で他時代との差異がみられたと述べたが、その詳細をこれから述べていく。そこで、「安土桃山時代」が全体の何%であったのかを改めて確認する。1つ目の『近畿地方修学旅行の栞』において、「安土桃山時代」の割合は約18%であり、これは全体(13時代)の1番目に高い割合である。次に、2つ目の『関西方面修学旅行案内』において、「安土桃山時代」の割合は約12%であり、これは全体(13時代)の6番目に高い割合である。最後に、3つ目の『近畿地方修学旅行案内』において、「安土桃山時代」の割合は約12%であり、これは全体(13時代)の3番目に高い割合であった。このように、改めて「安土桃山時代」の割合を確認すると、それぞれ「修学旅行案内」において「安土桃山時代」が数字的には全体の約18%・約12%・約12%と高い割合であるとは言えないが、

順番的には全体の1番目、6番目、3番目で高い割合を占めていることがわかる。

しかし、これだけでは平安時代や江戸時代も1番目や2番目で高い割合を占めていることから、「安土桃山時代」の他時代との差異が否定できると考える。そこで、各時代がどのくらいの長さであるのかに注目したい。九州歴史資料館<sup>8)</sup>の時代区分における長さを参考に各時代の長さを記述していくが、まず、前提として、旧石器時代～古墳時代の長さは具体的に説明されていないので記述しない。元々、これらの時代は全て記載数が極めて低い時代であるため、長さについて記述する必要がないと判断した。また、明治時代以降は1868年以降としか定義付けされていないため、明治時代の長さは『日本国語大辞典』<sup>16)</sup>を参考に、大正時代の長さは『国史大辞典』<sup>17)</sup>を参考にした。これらの点<sup>18)</sup>を踏まえてうえで各時代の長さをまとめると以下の通りである。

旧石器時代～古墳時代(約～年間)、飛鳥時代は6世紀半ば～710年(約160年間)、奈良時代は710年～794年(84年間)、平安時代は794年～1190年頃(約396年間)、鎌倉時代は1190年頃～1333年(約143年間)、室町時代は1333年～1573年(240年間)、安土桃山時代は1573年～1603年(30年間)、江戸時代は1603年～1868年(265年間)、明治時代は1868年～1912年(44年間)、大正時代は1912年～26年(約14年間)である。

各時代の長さをまとめるとこのような結果となり、「安土桃山時代」が13ある時代区分の中で2番目に短いことがわかった。そして、この結果により、「安土桃山時代(30年間)」は平安時代(約396年間)・江戸時代(265年間)とは異なる短年であり、短年でありながら順番的に高い割合を占めている、他時代との差異のある時代であることが明らかとなった。

## 第2節 豊臣秀吉の位置付け

第1節では3つの「修学旅行案内」において、「安土桃山時代」に割合という面で他時代との差異がみられることを述べた。この第2節では、他時代との差異がみられた「安土桃山時代」の中でも、どの部分が注目されているのか明らかにしていく。

私はこの問いを明らかにするため、第2章で分類した「修学旅行案内」の「安土桃山時代」の内容に注目した。結果、ある人物の記載が特段に多いことを確認することができた。

---

16) ジャパンナレッジ Lib 小学館『日本国語大辞典』【明治時代】

17) ジャパンナレッジ Lib 吉川弘文館『国史大辞典』【大正時代】

18) 凡その時代の長さは九州歴史資料館「時代区分」でもなされているため、表3・表6・表9の「修学旅行案内」に記載されている場所を時代別に分類した結果に、特に影響しない。

その人物というのは「豊臣秀吉」である。

私は「安土桃山時代」の中でどの部分が注目されているのか明らかにしていくにあたり、「安土桃山時代」に分類された場所の内容を1つ1つ確認した。その結果、特段に多く記載されている人物を1名に絞ることができた。その1名とは前述した通り「豊臣秀吉」という日本の歴史上欠かすことのできない人物である。織田信長・豊臣秀吉・徳川家康を合わせて、所謂「三英傑」と呼ぶが、この3名の比較を通じて「豊臣秀吉」が特段に多く記載されていることを客観的に示していく。

まず、『近畿地方修学旅行の栞』において記載数<sup>19)</sup>は織田信長が3回、豊臣秀吉が16回、徳川家康が1回である。次に、『関西方面修学旅行案内』において記載数は織田信長が1回、豊臣秀吉が8回、徳川家康が3回であった。最後に、『近畿地方修学旅行案内』において記載数は織田信長が5回、豊臣秀吉が30回、徳川家康が5回であった。そして、3つの「修学旅行案内」の記載数を合計すると、織田信長が9回、豊臣秀吉が54回、徳川家康が9回となり、「豊臣秀吉」の記載数が1番多く、そのうえ徳川家康・織田信長に僅差ではなく、大差で記載されていた。これに加え、織田信長と徳川家康が2,3番目に記載数が多いことを加味すると、全体を通して「豊臣秀吉」の記載が多いことが明らかになった。

さらに、「三英傑」の呼称に注目したい。それぞれ記述されている呼称は表10の通りである。

表10 「修学旅行案内」で使用されている「三英傑」それぞれの呼称

| 三英傑  | 呼称                |
|------|-------------------|
| 織田信長 | 織田信長、信長           |
| 豊臣秀吉 | 豊臣秀吉、秀吉、豊太閤、豊公、太閤 |
| 徳川家康 | 徳川家康、家康           |

このように呼称に注目すると、織田信長・徳川家康には敬称が使われていないのに対し、「豊臣秀吉」は、「豊太閤の霊を祀る」(27頁)「太閤が民使を引見せしも」(61頁)「その昔豊公が月見せし旧跡にして」(66頁)(いずれも『近畿地方修学旅行の栞』)、「又茶室は豊公山崎合戦の時に千利休の点茶したと云ふ有名な茶室で」(264頁)(『近畿地方修学旅行案内』)のように、「豊太閤」・「豊公」・「太閤」と、敬称が使われていることがわかる。

19) 1つの場所に複数回記載されていた場合でも、1回でカウントした。



織田信長を信長公、徳川家康を神君と呼ばず、豊臣秀吉を豊公・豊太閤などと呼び、敬称を用いていることから、呼称という面で「豊臣秀吉」に織田信長と徳川家康とは異なる点がみられた。

他方で、『近畿地方修学旅行案内』において「古今の英雄豊臣秀吉」（174 頁）とあるように「豊臣秀吉」を英雄視する記述もみられる。また、「豊臣秀吉」を英雄視しているためか、「豊臣秀吉」による負のイメージがほとんど記述されていない。ここでは、「修学旅行案内」における「大徳寺」「耳塚」の記述に注目したい。

1 つ目は「大徳寺」であり、当寺は「豊臣秀吉」が千利休に切腹を命じる原因<sup>20)</sup>が生じた場所である。簡潔に説明すると、大徳寺山門に千利休の木像が置かれたことが、「豊臣秀吉」の逆鱗に触れ、切腹を命じる原因となったというものである。門の上に木像を置くことで門を通る者が千利休の下を通ることとなり、「豊臣秀吉」の逆鱗に触れたのである。この事件は千利休に原因があり「豊臣秀吉」が正当な理由で罰したという見方をすることができるが、一方、「豊臣秀吉」が絶大な権力を使い千利休を排除したという見方もでき、後者の場合は負のイメージである。そこで、3 つの「修学旅行案内」ではどのように記述してあるのか述べていく。

まずは、『近畿地方修学旅行の栞』では、「千利休、更に門上に、金毛閣を作り、自己の木像を置く、秀吉利休の驕慢なるを責め、利休に死を賜ひたるは、」（46 頁）と記述されている。次に、『関西方面修学旅行案内』であるが、そもそも大徳寺が記載されていない。最後に、『近畿地方修学旅行案内』では、千利休の墓があると記述されているが、千利休の木像の話が記述されていない。

『近畿地方修学旅行の栞』においては、千利休が驕慢であることが原因とされていて、あくまでも「豊臣秀吉」は正当に罰したと文章上は読み取れる。また、『近畿地方修学旅行案内』では『関西方面修学旅行案内』と異なり、大徳寺が目的地に選ばれているが千利休の木像の記述がない。これは「豊臣秀吉」の負のイメージの記述を避けたのではないかと考察したいが、この考察は飛躍しすぎだと感じる。しかし、少なくとも負のイメージは記述されていないと考えるのは自然なことである。以上により、3 つの「修学旅行案内」における「大徳寺」において、「豊臣秀吉」の負の面をイメージさせる記述はない。

2 つ目は「耳塚」である。耳塚とは「豊臣秀吉」が行った朝鮮出兵の際に、朝鮮人の耳や鼻を削いで持ち帰り、埋めて塚にしたものである。この耳塚は残虐性という面で、「豊臣秀

---

20) あくまでも 1 つの原因に過ぎない。

吉」の負の面となり得るが、3つの「修学旅行案内」ではどのように記述されているのか。

まず、『近畿地方修学旅行の栞』において目的地として選ばれておらず、更に記述自体どこにもされていない。次の『関西方面修学旅行案内』も同様である。最後に『近畿地方修学旅行案内』であるが、この「修学旅行案内」において耳塚は

豊国神社の門前一段低い所にあつて高さ三間余りの塚である。朝鮮征伐の時討取つた敵兵の鼻と耳とを斬取つて、首実験の代りに送って来たのを、供養の為に埋めて築いたのである。上に高さ二丈余りの石造の五輪塔が立てゝある。この五輪塔は阿弥陀峰の豊公廟堂修築の時、置いたのである。(86～87 頁)

と記述されている。

『近畿地方修学旅行の栞』『関西方面修学旅行案内』において、耳塚は目的地に選ばれておらず、更に記述自体どこにも無かった。目的地として選ばれていないのは単純に選ばなかっただけであるのか、意図してものであるのか、真意はわからないが、少なくとも負のイメージは記述されていない。また、『近畿地方修学旅行案内』の記述では、「朝鮮征伐の時討取つた敵兵の鼻と耳とを斬取つて、首実験の代りに送って来たのを、供養の為に埋めて築いたのである」(86～87 頁)とあり、耳塚は供養のために気づかれたものであるとしている。このことから、『近畿地方修学旅行案内』でも負のイメージはみられない。

以上のように、3つの「修学旅行案内」における「耳塚」について「豊臣秀吉」の負の面をイメージさせる記述はない。

しかし、本節を終える前に触れておくべきことがある。それは、令和時代と大正時代において「耳塚」「朝鮮出兵」の認識に違いがあるのではないかということである。令和時代の認識で朝鮮人の鼻や耳を削いで持ち帰ったと聞くと、残虐に思う人が多いのではないかと考えるが、大正時代においてはどうかであろうか。「第1次世界大戦」が勃発し、「日清戦争」や「日露戦争」が起きてから、あまり期間が経っていない時代であること。また、日韓併合が行われていることを踏まえると、果たして、大正時代において鼻や耳を削いで持ち帰る行為に対し残虐であるという認識が生まれるであろうか。本稿ではあくまでも、令和時代の認識で「耳塚」「朝鮮出兵」に残虐性、負のイメージがあることを前提としているが、大正時代の認識で捉えるとまた異なる面がみえることも留意しておく必要がある。

### 第3節 先行研究との比較

第1節では「安土桃山時代」に他時代と比べ差異がみられること。第2節では「安土桃山時代」の中でも、特に「豊臣秀吉」の記載が多いことや負のイメージの記述がほとんどないことなどが明らかになった。この第3節では、以上の第1節、第2節と高木(2006)<sup>14)</sup>の先行研究の比較を通じて、大正時代の京都イメージについて考察していく。

高木(2006)<sup>14)</sup>の先行研究では、明治時代以降の京都イメージとして「国風文化」「安土桃山文化」の2つの文化をあげている。本稿では、「国風文化」は比較対象とはせず、「安土桃山文化」を比較対象としたい。その理由は、第1節、第2節のように「安土桃山時代」に他時代と比べ差異がみられることと、「国風文化」が1890年代から表彰されているのに対し、「安土桃山文化」は1910年代以降、京都イメージに反映されているからである。大正時代から本格的にイメージされた、「安土桃山文化」の方が大正時代を対象としている本稿においては適切であると判断した。

高木(2006)<sup>14)</sup>の先行研究と3つの「修学旅行案内」の分析結果を比較していく。高木(2006)<sup>14)</sup>は「安土桃山文化」について

日韓併合後の一九一〇年代以降の「帝国」の時代になると、過去の「海外雄飛」、キリスト教の布教といった十六世紀後半の「安土桃山文化」が顕彰の対象となる。(172頁)

と述べている。しかし、この指摘に対して疑問に思うことがある。それは、もし「過去の「海外雄飛」、キリスト教の布教といった十六世紀後半の「安土桃山文化」が顕彰の対象」(172頁)となるならば3つの「修学旅行案内」<sup>21)</sup>において「海外雄飛」や「キリスト教の布教」を対象とする記述がみられるはずである。しかし、実際に3つの「修学旅行案内」<sup>21)</sup>において「海外雄飛」や「キリスト教の布教」を対象とする記述がほとんどみられない。「海外雄飛」の場合は朝鮮出兵を行った「豊臣秀吉」＝「海外雄飛」ということで記述する必要が無かった可能性もあるが、少なくとも「キリスト教の布教」を対象とする記述はほとんどみられなかった。

以上のように、高木(2006)<sup>14)</sup>の先行研究との比較を通じて、大正時代の京都イメージと

---

21) 「修学旅行案内」の安土桃山時代の区分。

して「安土桃山時代・文化」がイメージされたことは間違いないが、その「安土桃山時代・文化」の中に「海外雄飛」や「キリスト教の布教」は含まれていないのではないかと考察した。

#### 第4節 3つの「修学旅行案内」からみる大正時代の京都イメージ

第3節において、高木(2006)<sup>14)</sup>の先行研究と3つの「修学旅行案内」の分析結果に差異がみられた。第4節では、3つの「修学旅行案内」からみえる大正時代の京都イメージを提示したい。

これまでの3つの「修学旅行案内」の分析の結果、第1節により「安土桃山時代」に他時代と比較して差異がみられること、第2節では「安土桃山時代」の中でも特に「豊臣秀吉」の記載が特段に多いことが明らかになった。また、「豊臣秀吉」に敬称が用いられていることや英雄視する記述がみられること、負のイメージの記述がほとんどみられないことも明らかとなった。さらに第3節では、高木(2006)<sup>14)</sup>の先行研究の指摘にある「海外雄飛」や「キリスト教の布教」を対象とする記述が3つの「修学旅行案内」においてみられないことが明らかになった。

第4節ではこれらの結果に加え、第2節において3つの「修学旅行案内」の「安土桃山時代」の区分の中で織田信長・徳川家康の記載数が2,3番目に多いと記したように、武家の記載が中心で千利休などの茶人また狩野派などの絵師の記載が少ないことを加えたい。

以上を踏まえ、3つの「修学旅行案内」から見る大正時代の京都イメージを提示する。

本稿のこれまでの研究結果から、私は3つの「修学旅行案内」からみる大正時代の京都イメージは「豊臣秀吉」であると提示する。高木(2006)<sup>14)</sup>の先行研究においても、

もう一つの京都イメージは、「安土桃山文化」であり、「町衆」の自治である。

「安土桃山文化」の顕彰は、時期的には、一九一〇年の日韓併合以降に、京都府や華族による豊臣秀吉史蹟の顕彰…(中略)…諸要素がからまりながら進展する。(134～135頁)

秀吉の顕彰は、一九一〇年代以降において、織豊政権期、安土桃山時代を京都イメージに重ねる動向と関わっていた。(162頁)

とあるように、大正時代の京都の1つのイメージとして「豊臣秀吉」が認識されていたことは間違いない。但し、本稿の学校教育の視点から見た京都イメージとして「豊臣秀吉」が認識されていたというのは、高木(2006)<sup>14)</sup>の先行研究のように京都イメージの1つとして「豊臣秀吉」が認識されたといったものではない。あくまでも、3つの「修学旅行案内」という学校教育の視点では、京都イメージの唯一の代表格として「豊臣秀吉」が認識されていたのではないかというものである。果たして、このように学校教育の視点から見た京都イメージに「豊臣秀吉」が認識されていたことは、学校側が生徒に対し「豊臣秀吉」を認識させるために意図したものであったか、または既に京都イメージとして「豊臣秀吉」が浸透しており、学校側が意図せず、その影響を受けたものであったのかは明らかではないが、本稿では、3つの「修学旅行案内」からみる大正時代の京都イメージは「豊臣秀吉」であると提示する。

## おわりに

本稿では、3つの「修学旅行案内」を用いて大正時代の京都イメージを明らかにしてきた。その結果、「安土桃山時代」が他時代と比べ、割合という面で差異がみられることが明らかになった。また「安土桃山時代」の中でも「豊臣秀吉」の記載が特段に多いことや「豊太閤」や「豊公」などの敬称が用いられていること、英雄視する記述がみられること、負のイメージを意識させるような記述がないことが明らかとなった。結果、3つの「修学旅行案内」という学校教育の視点からみた大正時代の京都イメージとして、「豊臣秀吉」を提示した。

最後に、「明治時代」について述べる必要がある。以上のように割合の面で「安土桃山時代」には他時代と比べ差異があると明らかにしたが、この状況は「明治時代」にも当てはまり、実際、「明治時代」は44年間という短年でありながら、『近畿地方修学旅行の栞』において全体の約18%の割合を占めており、これは2番目に高い割合である。他にも、『関西方面修学旅行案内』において全体の約13%で5番目に高い割合であり、『近畿地方修学旅行案内』においては全体の約11%で6番目に高い割合であった。このように、「明治時代」も短年でありながら高い割合を占めており、「安土桃山時代」と同様、他時代と比べ差異のある時代だといえる。1つの理由としては、大正時代の前時代であり「新しい」という面で注目され、差異が現れたのではないかと考察するが、本稿では「安土桃山時代」に留まるものとするため、今後の課題としたい。

※本稿では常用漢字外のを常用漢字に改めている。但し、「黄檗山萬福寺」のように通行の名称が常用漢字外であるものや「址」や「趾」のように、単純に改めることができないものは、常用漢字に改めていない。

## 参考文献

高木博志(2006)『近代天皇制と古都』岩波書店。

工藤泰子(2009)「近代名所案内記にみる京都の観光空間」『京都光華女子大学研究紀要』47。

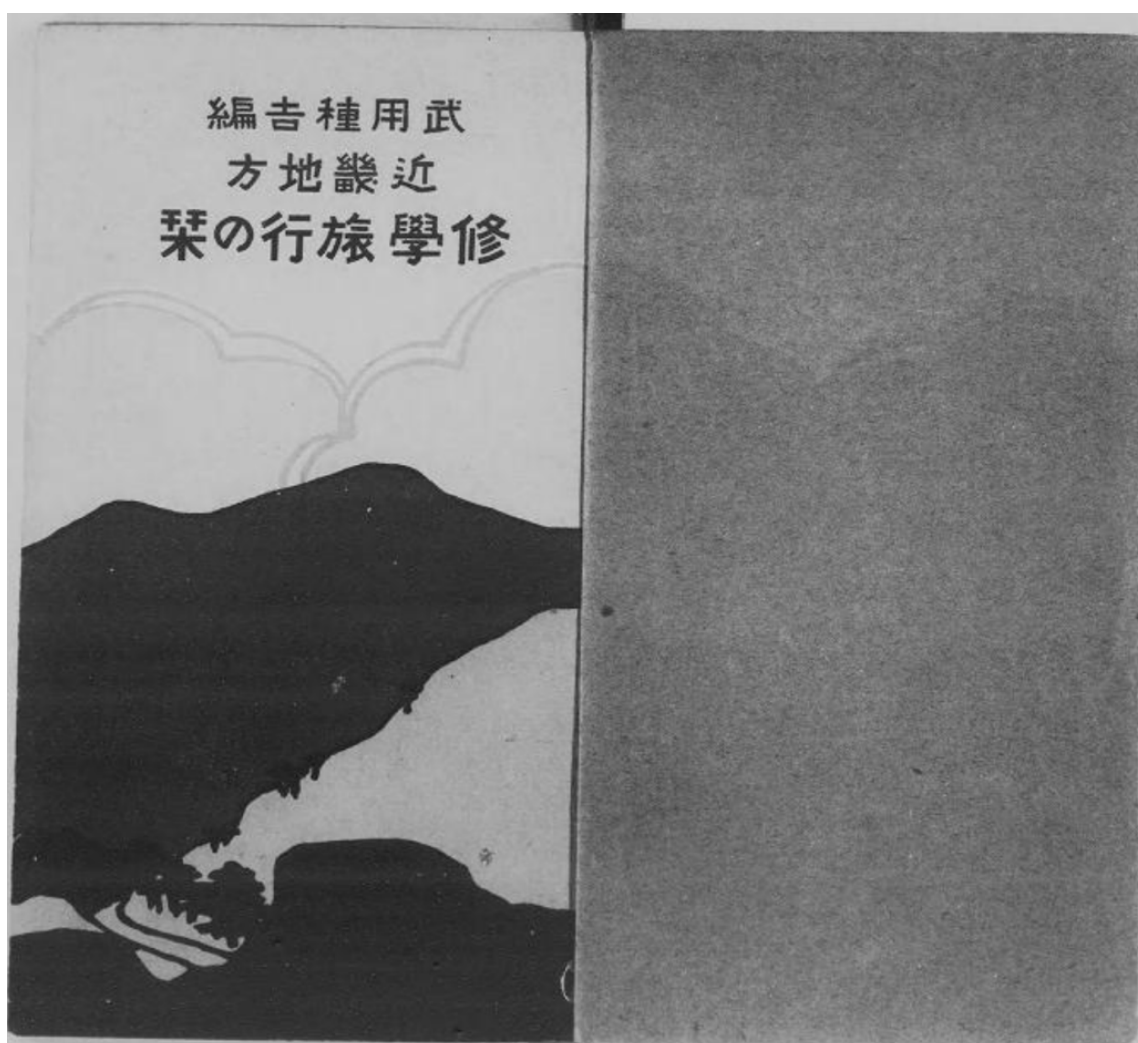
修学旅行ドットコム「明治時代～戦前の修学旅行の意義」

([http://shugakuryoko.com/museum\\_2.html](http://shugakuryoko.com/museum_2.html)) (最終閲覧日 2022 年 12 月 18 日)

## 参考資料（次頁）



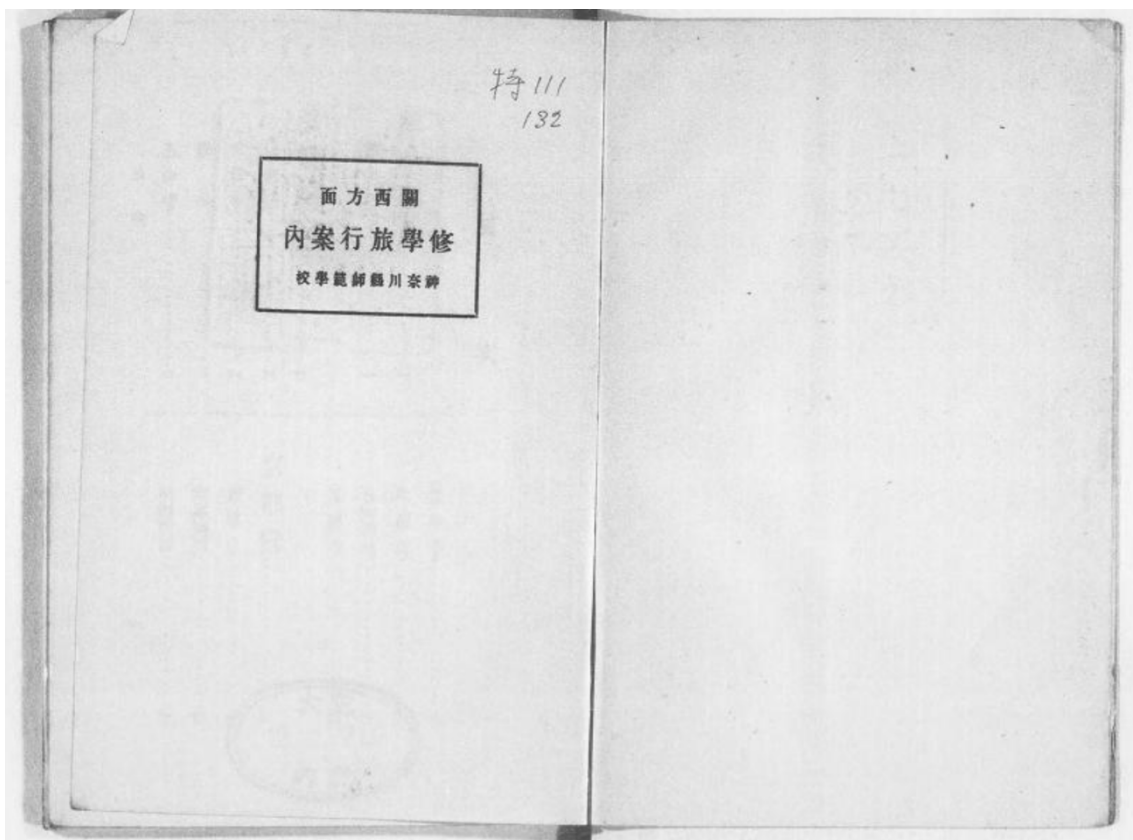
参考資料



『近畿地方修学旅行の栞』

国立国会図書館デジタルコレクション

(<https://dl.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/961972?tocOpened=1>)



『関西方面修学旅行案内』

国立国会図書館デジタルコレクション

(<https://dl.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/916858>)



『近畿地方修学旅行案内』

国立国会図書館デジタルコレクション

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/983101>

# 京都市の小規模産地伝統産業から見る課題と可能性

森田 梨菜

## はじめに

京都には古い歴史があり、それに伴い独特な文化を形成し、経済が発展している。中でも大きな役割を占めるのが、「伝統産業」である。京都には業種や規模など、様々な伝統産業が存在している。代表的なものとしては、西陣織<sup>1)</sup> や京友禅<sup>2)</sup>、京扇子<sup>3)</sup> などが思い浮かぶであろう。しかし伝統産業の中には、職人の数が1人、企業数が1軒のような零細、中小規模の業種が存在している。こうした小規模の伝統産業は後継者問題や技術継承などの課題に直面している。これらは、現在までどのようにして生き残っているのだろうか。本稿では小規模産地の伝統産業を対象とする。その現状を明らかにし、小規模産地伝統産業から見る京都の伝統産業の可能性について考察していく。

## 第1章 先行研究と研究目的

京都府・京都市の伝統産業の研究は多く存在している。西陣織や京友禅、京焼<sup>4)</sup> などを対象に聞き取り調査を交えながら、京都の伝統産業が抱えている課題について議論されている。岡部(2016)<sup>5)</sup> や滋野(2019)<sup>6)</sup> は京都の伝統産業の課題は「後継者の確保難」「原

- 
- 1) 多品種少量生産が特徴の京都(西陣)で生産される先染の紋織物の総称のこと。  
(西陣織工業組合 <http://nishijin.or.jp/>より閲覧日 2022年12月19日)
  - 2) 江戸の元禄年間に扇絵師の宮崎友禅斎が創案したと伝えられ、あらゆる模様をきものや帯に華麗に染める技術で、現在では刷毛や筆を使って模様を描き染めていく「手描友禅」と型紙を使って染めていく「型友禅」がある。  
(京都市ホームページ <https://www.city.kyoto.lg.jp/>より最終閲覧日 2022年12月19日)
  - 3) 京都で作られる扇子の総称のこと。  
(京都市ホームページ <https://www.city.kyoto.lg.jp/>より最終閲覧日 2022年12月19日)
  - 4) 桃山から江戸時代の近世京都の陶磁器の総称のこと。(『日本大百科全書』小学館 1994年 ジャパンナレッジより)
  - 5) 岡部周平「伝統産業の課題と新たな方向性-京焼・清水焼の事例-」映像情報メディア学会『映像情報メディア学会技術報告』2016年
  - 6) 滋野浩毅「伝統産業の振興と産地のまちづくり-文化都市の産業政策-」山田浩之、赤崎盛久

材料の確保難」の2点であり、社会変化が原因であると指摘している。また白須（2019）は西陣織や京友禅などの京都の伝統産業の中心を占める産業も縮小していると指摘している<sup>7)</sup>。しかし、小規模産地の伝統産業に対する研究はあまり注目されていないように見受けられる。北澤康男氏は1978年から二年に渡って「伝産法非指定業種実態調査」として京都市経済局とともに「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」（以下、「伝産法」とする）の指定を受けていない46種の零細の伝統産業を調査した。北澤（1981）では伝産法非指定業種実態調査の結果、西陣織のような伝産法に指定される以外の業種は「伝統産業という言葉は似合わず、手仕事という呼び方が一番ぴったりである。」<sup>8)</sup>と述べている。また、仲田（1993）は京都市伝統工芸連絡懇話会に所属する業種を手しごとと称し、「一企業だけでは産業たりえない程度のものであるが、それが一つにままとると立派な伝統産業として成立するものである。」<sup>9)</sup>と述べている。ここで言う「手しごと」とは個々では伝統産業として成り立たないことを意味しているのではないかと考える。しかし、京都市の伝統産業の業種数は74品目存在している<sup>10)</sup>。仲田が指摘する、伝統産業として成り立つにはまとまりが必要であるというのではなく、京都市の伝統工芸品は個々に成り立っているのではないだろうか。小規模産地伝統産業も伝統文化の担い手である。西陣織などの大規模産業は伝統産業といえるのに対して、果たして小規模であることは伝統産業とは言えないのだろうか。本研究での小規模産地伝統産業の定義は①伝産法に指定されていないこと、②同業種で組合を作ることができないこと、③企業数が3未満であることの3つである。本研究では、京都市内の伝統産業の職人に聞き取り調査を実施し、小規模産地伝統産業の現状を調査していく。小規模であっても残していきたいが、産業として成り立つことができないという京都の伝統産業が持つ矛盾点について検討していく。

---

『京都から考える 都市文化政策とまちづくりー伝統と革新の共存ー』、ミネルヴァ書房、2019年、205-222頁

7) 白須正「文化都市・京都の産業政策」山田浩之、赤崎盛久『京都から考える 都市文化政策とまちづくりー伝統と革新の共存ー』ミネルヴァ書房、2019年、188-203頁

8) 北澤康男「京都その手仕事の社会経済学ー伝統を辛うじて支えるものは何か」『エコノミスト』59号、毎日新聞社、1981年、54-59頁

9) 仲田直「京都のまちの活性化と観光産業：伝統産業振興の視点から」『京都産業大学国土利用開発研究所紀要』14号、1993年、74-88頁

10) 京都市ホームページ <https://www.city.kyoto.lg.jp/>より（最終閲覧日2022年12月19日）



## 第2章 小規模産地伝統産業業界の現状

### 第1節 国、京都市の全体の現状と政策

京都の伝統産業は人々の生活用具、儀式用品、伝統文化の用具として京都の歴史とともに発展し、今も多くの伝統工芸品が作られている。京都の文化や産業を支えるために、大きく影響を与えているものである。特徴は職人による分業<sup>11)</sup>生産である。京都には100種以上の伝統産業があり、様々な業種に分かれている。しかしほとんどが後継者問題や原材料の入手難という課題を抱えており、行政では様々な振興策がとられている。国では1974年に「伝産法」を制定した。京都において、経済産業大臣指定伝統工芸品として、17品目が登録されている。西陣織、京鹿の子紋<sup>12)</sup>、京友禅、京小紋<sup>13)</sup>、京くみひも<sup>14)</sup>、京繡<sup>15)</sup>、京黒紋付染<sup>16)</sup>、京仏壇<sup>17)</sup>、京仏具<sup>18)</sup>、京漆器<sup>19)</sup>、京指物<sup>20)</sup>、京焼・清水焼、京扇子、京うちわ<sup>21)</sup>、

- 
- 11) 生産過程をいくつかの部門・工程に分け、異なった人々がこの分割された特殊的部分に専門的に従事すること。（『日本大百科全書』小学館、1994年 ジャパンナレッジより）
  - 12) きものや帯揚げなどに使われる染織技法の1つである。生地を細かい糸でしばってしめる技法で、凹凸の立体感が生地に染めあがるのが特徴である。  
（京都市ホームページ <https://www.city.kyoto.lg.jp/>より最終閲覧日 2022年12月19日）
  - 13) 江戸時代に武士が着ていた袴がもとになっており、17世紀頃までにはほぼ完成された染めの技法。  
（京都市ホームページ <https://www.city.kyoto.lg.jp/>より最終閲覧日 2022年12月19日）
  - 14) 絹糸を組み合わせて作る紐で、帯締めや羽織紐などが主に作られている。  
（京都市ホームページ <https://www.city.kyoto.lg.jp/>より最終閲覧日 2022年12月19日）
  - 15) 1200年以上の歴史をもつ日本刺繍のこと。  
（京都市ホームページ <https://www.city.kyoto.lg.jp/>より最終閲覧日 2022年12月19日）
  - 16) 婚礼のときに着る黒留袖や葬儀のときに着る喪服などに使われる。色の深みを出すために赤や黒に染めてから黒色に染め、紋章を染め抜く伝統技術。  
（京都市ホームページ <https://www.city.kyoto.lg.jp/>より最終閲覧日 2022年12月19日）
  - 17) 京都府で生産される仏壇。（『デジタル大辞泉』小学館、2012年、ジャパンナレッジより）
  - 18) 京都府で生産される仏具。（『デジタル大辞泉』小学館、2012年、ジャパンナレッジより）
  - 19) 木地に漆を塗ったもので、平安時代に中国から伝わった技法を基に作られている。  
（京都市ホームページ <https://www.city.kyoto.lg.jp/>より最終閲覧日 2022年12月19日）
  - 20) 板を組み合わせて作る家具や道具のことで、平安時代の宮廷文化から生まれた。  
（京都市ホームページ <https://www.city.kyoto.lg.jp/>より最終閲覧日 2022年12月19日）
  - 21) 中骨と柄を別々に作り、あとから柄をさしこむ技法。  
（京都市ホームページ <https://www.city.kyoto.lg.jp/>より最終閲覧日 2022年12月19日）

京石工芸品<sup>22)</sup>、京表具<sup>23)</sup>、京人形<sup>24)</sup>である。伝産法による認定の条件<sup>25)</sup>は以下の通りである。

#### 条件

- 一 主として日常生活の用に供されるものであること。
- 二 その製造過程の主要部分が手工業的であること。
- 三 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
- 四 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。
- 五 一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているものであること。

京都の伝統工芸品は100業種以上存在している。しかし国によって、伝統工芸品はたった17品目しか認定されていないのである。条件五の「少なくない数」は、「原則10以上の事業者又は30人以上の従業者を意味する。」と規定されている<sup>26)</sup>。つまり認定されるためには、一定数の従業者数があり、規模の大きい産業であることが必要である。この点が、小規模産地伝統産業が認定されない理由であると考えられる。また国だけでなく、各自治体でも伝統産業に対する対策は行われている。今回の対象地域である京都市は伝統産業を活性化するために、「京都市伝統産業活性化推進条例（以下、活性化推進条例）」を制定し、2005年10月15日に施行した。伝統産業の活性化を通じた京都経済の発展や日本文化の発信を目標としている。またこの条例に基づき、2005年に「伝統産業活性化推進計画（以下、活性化推進計画）」を策定した。第2期は2012年～2016年とし、現在は第3期、2017年～2027年の期間である。活性化推進条例においては、①市場開拓、②基板の強化、円滑な流通の促進、技術の継承と革新、③価値や魅力の発進、④日本独自の伝統文化の継承と文化の創造、以上4つの基本理念が定められている。これに伴い、①伝統産業に関する創造的活動に対する支援、

---

22) 京都府京都市を中心に生産される石工芸。古くから庭園装飾用として発展した。（『デジタル大辞泉』小学館、2012年、ジャパナレッジより）

23) 京都府における書画の軸装および額装、また書画を屏風・襖等に仕立てる表装加工技術である。（『デジタル大辞泉』小学館、2012年、ジャパナレッジより）

24) 京都で製作される高級な人形の総称。京都は古くから人形の代表的な産地で、江戸時代には目覚ましい発達を遂げた。（『日本大百科全書』小学館、1994年、ジャパナレッジより）

25) 昭和49年法律第57号「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」（伝統的指定品等）第2条

26) 経済産業省『伝統工芸品産業振興事業実施要領』2015年



②伝統産業に関する教育や学習の場における取組、③伝統産業についての関心と理解を深める取組、④技術の継承や後継者の育成、⑤活性化の拠点施設等の機能の充実、⑥表彰や奨励の6つが基本的施策として定められている。令和3年度伝統産業活性化審議会<sup>27)</sup>では、後半期の5年間に向けて、議論が行われた。表1では、第3期活性化推進計画での基本的施策と令和3年度伝統産業活性化審議会での主な取組事例を比較している。それぞれの基本的施策のうち、令和3年度の伝統産業活性化審議会の資料に掲載されたのは、基本的施策1は1件、基本的施策2は2件、基本的施策3は2件、基本的施策4は2件、基本的施策5は1件、基本的施策6は1件、と全51事業中9件と2割を満たしておらず、非常に達成度は低いということが分かる。また、上記6つの基本的な施策の主な取組事業例の中で、小規模産地伝統産業に対しては「小規模業種による複合展示商談会の開催支援」が取組事業例として挙げられている。しかし、ほとんどの事業が新規事業、充実事業とされているのに対して、この取組事業例は新規事業、充実事業として設定されていない。つまり、小規模産地伝統産業はあまり重視されていないということがわかる。また審議会のメンバーは大学の教授などの研究者や株式会社の社長などが多い<sup>28)</sup>。実際に現場で、ものづくりに関わる人間がほとんどいないということが分かる。また令和3年度伝統産業活性化審議会の参考資料3に

---

27) 伝統産業活性化審議会とは京都市伝統産業活性化推進条例に基づき、計画の策定や推進などを審議する会である。令和3年度は2021年8月30日にあたる。

28) 審議会委員構成

(☆：伝統産業関係者、◎：学術関係者、△：民間企業、□：市民、◇：準行政)

会長 (五十音順)

◎若林 靖永 (京都大学経営管理大学院教授)

副会長 (五十音順)

◎大野木 啓人 (京都芸術大学(旧名称 京都造形芸術大学) 常務理事 教授)

◎米原 有二 (京都精華大学伝統産業イノベーションセンター長)

委員 (五十音順)

△各務 亮 (THE KYOTO Editor in Chief & Creative Director, 株式会社 電通 京都支社 プロデューサー)

△金谷 勉 (有限会社 セメントプロデュースデザイン 代表取締役)

☆雁瀬 博 (京の伝統産業春秋会会長)

☆田中 雅一 (京都伝統工芸協議会会長, 京都府仏具協同組合理事長)

□田中 優衣 (市民委員)

△出口 由美 (株式会社ハースト婦人画報社 HEARST made General Manager)

△デービッド アトキンソン (株式会社 小西美術工藝社 代表取締役社長)

△平方 久美子 (HOTEL THE MITSUI KYOTO チーフコンシェルジュ)

◇廣岡 青央 (京都市産業技術研究所知恵産業融合センター長)

□牧野 茜 (市民委員)

◎松井 元子 (京都府立大学大学院 教授)

☆森 愛鐘 (京の伝統産業わかば会顧問)

△矢島 里佳 (株式会社 和える 代表取締役)

よると、アンケートの調査対象者は伝統産業に従事する事業主とされており、業種は「西陣織、京鹿の子絞、京友禅、京小紋、京くみひも、京繻、京黒紋付染、京房ひも・撚ひも<sup>29)</sup>、京仏壇、京仏具、京漆器、京指物、京焼・清水焼、京扇子、京うちわ、京石工芸品、京人形、京表具」と表記されている<sup>30)</sup>。これらは京房ひも・撚ひもの1軒を除き、伝産法にて国に伝統産業として指定されている業種である。小規模産地伝統産業が含まれていないということが分かる。以上のことから、京都市は活性化推進計画を掲げ、市全体で伝統産業を盛り上げようとしている。しかし審議会などで活性化推進計画や施策を評価、判断する立場にいる人が小規模産地伝統産業に関わることがほとんどないことから、小規模産地伝統産業に対する政策は着手される可能性は極めて低いと考える。

## 第2節 小規模産地伝統産業の企業数と従業者数の変化の分析

この節では京都市の中でも小規模である伝統産業について分析していく。京都市が発行している資料<sup>31)</sup>に沿って、統計データを作成した。表に沿って説明していく。表2から分かるように、『京都市の経済』では1980年から1989年の10年間でしか小規模産地の業種の統計データを出していない。1954年と1957年は、その他「みすや針<sup>32)</sup>、喫煙具、刺繻、京紅、袋物等の生産を主体とし、発展し、今日におよんでいる。また竹細工、和楽器等々」という記述<sup>33)</sup>があるが、具体的な数字は出ていない。1965年から1971年まではその他の部分が壁紙クロス・襖関連製品という項目に変わっている<sup>34)</sup>。1974年ではその他の欄はあるが、花札・トランプのみ<sup>35)</sup>である。小規模産地の伝統産業についてはその他の分類で書

29) 神具・仏具・武具など様々な道具のかざりに使われる。

(京都市ホームページ<https://www.city.kyoto.lg.jp/>より最終閲覧日 2022年12月19日)

30) 『令和3年度伝統産業活性化審議会参考資料2 伝統産業事業者向けアンケート』p.3より

31) 『京都市の経済』、『京都市京の手しごと工芸品製造店舗推奨制度による推奨認定店舗一覧』、『京都市の経済』は京都市に所在している京都府・歴彩館で資料が残っている分では1954年から2021年まで京都市で発行されている。1954年から1998年までは3年ごとに発行されており、それ以降は毎年発行されている。2007年からは毎年、京都市のホームページでも公開されている。また1954年と1957年は『京都市のあらし』という名で発行されている。

32) 京都三条通河原町東の三栖屋で製造・販売した縫針のこと。(『日本国語大辞典』小学館、2000年、ジャパンナレッジ)

33) 京都市経済局『京都市のあらし』1954年、23頁、京都市経済局『京都市のあらし』1957年、38頁

34) 京都市経済局『京都の経済』1965年、112-113頁、京都市経済局『京都の経済』1968、112-113頁、京都市経済局『京都の経済』1971年、114-115頁

35) 京都市経済局『京都の経済』1974年、120-127頁

かれている。主に章立てされているのは、西陣織、友禅染、京扇子、京焼などの規模の大きい伝統産業である。1990 年から現在まではその他の部分が除かれ、個別で章立てされていた大規模の伝統産業のみの記載となっている。つまり、1990 年以降は小規模産地の伝統産業の統計調査を行っていないということである。またこの 10 年間では、1980 年と 1983 年では「紙面の関係で記述できないので、概略を表でまとめておく。」と表記されており<sup>36)</sup>、1986 年では「紙面の関係で記述できないので、昭和 55 年（1980）の調査により概略を表にまとめておく。」と表記されている<sup>37)</sup>。つまり、1986 年は 1980 年と同じ調査内容であるということが分かる。1989 年では紙面の関係で記述できないので、『全国伝統的工芸品総覧』<sup>38)</sup>により概略を表にまとめておく。」と表記されている<sup>39)</sup>。また京房撚紐、京袋物、陶筆<sup>40)</sup>、金彩<sup>41)</sup>、手機、紋上絵筆<sup>42)</sup>、手描友禅用刷毛は 1980 年から 1986 年の間、表記されていないため、なしと表記した。1989 年は『全国伝統的工芸品総覧』が基準となり、調査する管轄が異なっているということがわかる。以上のことから京都市が調査しているのは、1980 年と 1983 年であると考え。京都市が調査した 1980 年から 1986 年の 6 年間と伝統的工芸品産業振興協会が調査した 1989 年では、『京都市の経済』に掲載されてはいるが、基準が異なってくるのではないかと考える。また表 2 で「なし」と表記している業種について現在の状況を独自に調査した。柳行李<sup>43)</sup>は京都市で製造しておらず、兵庫県のみとなっている<sup>44)</sup>。菓子木型彫刻<sup>45)</sup>、京釣竿は『京都市京の手しごと工芸品製造店舗推奨制度による推奨認定店舗一覧』の注により、廃業していることが記載されている。桶は京都市を拠点に 2 軒

---

36) 京都市経済局『京都の経済』1980 年、125-129 頁、京都市経済局『京都の経済』1983 年、135-140 頁

37) 京都市経済局『京都の経済』1986 年、135-140 頁

38) 伝統的工芸品産業振興協会『全国伝統的工芸品総覧』1985 年

39) 京都市経済局『京都の経済』1989 年、129-135 頁

40) 陶芸用の筆のこと。

41) 細工物などを金泥や金箔でいろどること。また、そのもの。（『日本国語大辞典』小学館 2000 年 ジャパンナレッジ）

42) 京友禅の技法の技法の 1 つである紋上絵用の筆のこと。

43) コリヤナギの枝の皮を除いて乾かしたものを、麻糸で編んで作った行李のこと。（『デジタル大辞泉』小学館 2012 年 ジャパンナレッジより）

44) たくみ工芸ホームページ <https://takumi-yanagi.com/>（最終閲覧日 2022 年 12 月 19 日）

45) 桜の木を材料とした、京菓子づくりに欠かせない押し菓子用の木型のこと。（京都市ホームページ <https://www.city.kyoto.lg.jp/>より最終閲覧日 2022 年 12 月 19 日）

残っている<sup>46)</sup>。茶室用金物<sup>47)</sup>と数寄屋大工<sup>48)</sup>もそれぞれ企業を発見することができた。小規模産地伝統産業は実際に廃業している業種もある。残っていたとしても、企業数や従業者数が1軒、1人である業種がほとんどである。また表2では現在から約40年前の時点で、すでに企業数が10軒以下という業種は33業種の中で22軒であり、約7割の業種が非常に零細な業種であるということが分かる。今回調査する上で、西陣織や友禅染などの大規模産地伝統産業は『京都市の経済』で統計として収集されている。しかし、企業数が10軒以下の業種等は統計自体収集、ほとんど収集されていないというのが現状である。

### 第3節 京都市伝統工芸連絡懇話会

京都市伝統工芸連絡懇話会<sup>49)</sup>（以下「懇話会」と略化）とは、京都市の伝統産業で組合が作ることができない小規模の業種が集まり、組織されている団体である。小規模のため、産地規模要件を満たさず、「伝産法」で伝統産業の国指定を受けることができない業種を京都市が1978年から1年間かけて調査を行った<sup>50)</sup>。その結果、ごく少数の人数により、継承され続けてきた伝統工芸品があるということがわかった。調査を受け、このような組合のない小規模な業種に呼びかけ、1982年2月に「懇話会」が組織した。現在は、会長である提燈の小嶋商店の小嶋護氏のもと京に生きづく手しごと展など年に2、3回ほど展示会の開催や実演販売などを行っている。2021年で40周年であり、2021年の12月に作品展示会と即売会が開催された<sup>51)</sup>。表3によると、2022年12月現在の企業数は35店舗であり、業種数は25軒である。店舗数と業種数の数を比較すると、業種数の全25軒中、19軒は企業数が1軒しかないことがわかる。表4では2005年から2022年現在の懇話会の会員数を調査した。2005年からの約15年間で会員数が10軒減少していることがわかる。また2020年の新型コロナウイルスの影響であるが、2020年から2022年の間に会員数が減少していない。

---

46) 桶屋近藤ホームページ <https://oke-kondo.jimdofree.com/> (最終閲覧日 2022年12月19日)  
おけ庄 林常二郎商店ホームページ <http://www.eonet.ne.jp/~okesho/> (最終閲覧日 2022年12月19日)

47) 室金物株式会社ホームページ <http://www.murokanamono.co.jp/> (最終閲覧日 2022年12月19日)

48) 山本興業株式会社ホームページ <https://kyoto-yamamotokogyo.com/sukiya/> (最終閲覧日 2022年12月19日)

49) 京都市伝統工芸連絡懇話会ホームページ <https://kyoto-kougei.com/> (最終閲覧日 2022年12月19日)

50) 伝統法非指定業種実態調査 (1978年)

51) 図1「2021年40周年記念行事展示会の様子」

会員数の増減だけを見ると、あまり影響を受けていないように思われる。懇話会の会員資格であるが、京都市伝統工芸連絡懇話会会則に規定されており<sup>52)</sup>、会員の特色は2種類ある。1つ目は京都市京の手しごと工芸品製造店舗推奨制度<sup>53)</sup>により推奨された店舗であり、役員から認定を受けた事業者であることである。2つ目は2003年1月23日において懇話会の会員であり、年会費を納入する事業者であることである。推奨制度により懇話会へと参加しやすくなったのに対し、会員数が減少傾向にあるというのは、懇話会の存続において非常に危機に瀕していると考ええる。表5は推奨制度による推奨認定店舗から業種ごとに懇話会への参加を調査したものである。これらの業種はすべて京都市の伝統工芸品74品目に認知されている業種である。表5によると、全店舗が参加している業種もあれば、1店舗のみの参加である業種、1軒も参加していないという業種もあることが分かった。1軒しか参加していない業種において、京葛籠<sup>54)</sup>、嵯峨面<sup>55)</sup>、尺八、念珠玉<sup>56)</sup>、帆布製カバン<sup>57)</sup>の全5業種は企業数が1店舗しかないということが分かる。推奨制度によって、51軒中35軒と約7割の店舗が懇話会に参加している。懇話会は所属する会員の約半数の業種が消滅してしまうような非常に零細企業、業種の集まりである組合ということがわかった。また京都市が行っている推奨制度において、懇話会の参加が絶対ではないということも分かった。次章では、実際に懇話会に所属する業種の職人に聞き取り調査を行い、懇話会に対する考え方や所属する会員の方の現状について考察を行っていく。

### 第3章 職人の方への聞き取り調査

小規模産地伝統産業の現状を知ることを目的に聞き取り調査を行った。聞き取り調査の対象の条件は①京都市伝統工芸連絡懇話会に所属している。②業種の企業数が3未満であ

---

52) 京都市伝統工芸連絡懇話会会則第3条（資料1にて全文記載、2022年京都市より入手）

53) 京都市京の手しごと工芸品製造店舗推奨制度とは2002年制定され、永年稀少で貴重な工芸品の製作に従事している店舗を推奨することにより、その振興及び発展に寄与することを目的としている。（京都市京の手しごと工芸品製造店舗推奨要綱より）

54) 竹の編籠に和紙を張り、柿渋などを塗って仕上げたもの。衣服などの収納に使われている。

55) 嵯峨釈迦堂に伝わる大念仏狂言の面を模したもの。江戸末期に厄除けや魔除けのお守りとして作られた。（『デジタル大辞泉』小学館 2012年 ジャパンナレッジより）

56) 仏教で、称名念仏・誦経・祈祷に用いる数珠を構成する玉類。（『日本国語大辞典』小学館、2000年、ジャパンナレッジ）

57) 1平方メートル当たり8オンス以上の厚布のことであり、それを用いて作られたカバンのこと。（京都市の伝統産業 <https://densan.kyoto/> 最終閲覧日 2022年12月19日）

る。③自社で作成、販売ができる。この3点から選定し、実際に京真田紐師江南様<sup>58)</sup>、京和傘日吉屋様<sup>59)</sup>、京こま雀休様<sup>60)</sup>に聞き取りを行った。京真田紐師江波様は資料2と資料3、京和傘日吉屋様は資料4、京こま雀休様は資料5の「聞き取り原文」にそって考察していく。まず京真田紐江南様は15代目当主の和田伊三男様に聞き取りを行った。次に京和傘日吉屋様は2人の職人の方に聞き取りを行った。1人目は小野寺克洋様。40代の男性の職人の方で、2人目は竹澤幸代様。30代の女性の職人の方である。主にこの2人から聞き取りを行ったが、鈴木様という方も少しだけお話を伺った。最後は京こま雀休様は3代目当主中村佳之様に聞き取りを行った。聞き取り調査では、①京都市伝統工芸連絡懇話会について、②海外販路拡大に関する考え方、③零細企業の伝統工芸の継承、④「伝統」に対する考え方、⑤小規模であるが故の利点、課題の5つの質問項目に沿って、考察を行っていく。

## 第1節 京都市伝統工芸連絡懇話会について

この節では、先述した懇話会への関わり方や考え方について考察を行っていく。まずは2021年時点で懇話会の会長であった京真田紐師江南の和田伊三男様に懇話会の実態について聞き取りを行った<sup>61)</sup>。京都市との関係を聞いたところ、設立当初は京都市の管轄であったが、2021年の7月から京都市の一任意団体となったということが分かった。理由について、京都市は「これまで京都市が事務局を担い、連絡調整・会計管理等のほとんどすべての業務を担っていた。しかし伝統工芸連絡懇話会を含む任意団体について、京都市が事務局を担い、会計管理等を行うことが監査上よくないと判断されたため、2021年7月から懇話会が自立した体制をとり、京都市はサポートという形になった。」と回答した<sup>62)</sup>。会則では、

---

58) 室町・戦国時代から続く店舗で、店舗販売の他に、茶道の紐制作や真田紐の復元、大河ドラマや映画などの時代考証などを行っている。現15代目当主、和田伊三男様は外国の高校に通われていたという経歴をお持ちである。五条のあたりに店舗を構えている。聞き取り調査1回目は2021年9月27日に電話で、2回目は2021年10月18日に店舗で、3回目は2022年8月4日に（資料2）、4回目は2022年11月15日（資料3）に行った。

59) 江戸時代後期創業の京和傘の老舗である。和傘の制作や、修復を行っており、京和傘の構造・技術を活用した照明を開発した。聞き取り調査は2022年8月17日に行った。8月に行えなかった分はメールにてご回答いただいた。（資料4）

60) 現在京都市中京区の神泉苑前にお店を構えている。現当主である中村様のおばあ様が創業者である。一回廃業されたが、中村様自身が復興させ、現在へと続けている。聞き取り調査は2022年8月26日に行った。（資料5）

61) 前掲注57

62) 2022年6月メールにて回答（資料4）



「本会の事務局は会長の自宅又は事業所に置く。」と明記されている<sup>63)</sup>。2021 年から京都市との関係が変化したことが分かった。

和田様の 3 回目と 4 回目の聞き取り<sup>64)</sup>では、会長の交代があり、提燈の小嶋護様に変わったという。また京都市の回答を受け、京都市は行政なので、本当のことはどうであるかわからないという面があると述べていた。しかし「市役所が手を離してしまうとなくなっちゃうよね。」と述べ、京都市とは協力していきたいという考えであった。会員には一般会員と役員がおり、役員の半分以上は会長経験者であるという。幽霊会員が 3、4 名ほどで、ほとんどが高齢であると述べていた。小規模業種の集まりであるため、「即時売れる人と注文あって作る人、それと技術保存という人」とそれぞれ性質が異なっている。業種が異なることから、懇話会は意見対立が起りやすいのではないかと考える。意見の食い違いは起こるが、過去の方が多いという回答であった。元々懇話会は職人自身、個人で加入していたが、現在は会社ごとに加加入しているということである。懇話会のホームページでは加入者を加盟店舗として紹介を行っている<sup>65)</sup>。1982 年に懇話会が組織されたときの目的は職人の技術保存であった。しかし、京都市の政策転換があり、推奨制度で認定された人は自動的に懇話会に入ることができることとなった。そのため、元々懇話会に所属していた人がやめていくという出来事があった。これを受け、技術保存ばかりに力を入れていても、お金がなくなってしまう本末転倒である。そのため、現在の方針は技術保存にプラスして、経営という観点も考えていかなければならないと述べていた。

また、近年やめた方はいないと 2021 年の時点では述べていたが、2022 年の聞き取りでは、何名か懇話会を抜けた人がいるということであった。1 軒しかない業種の方がやめたため、特徴のある業種がどんどん減っていると述べていた。先述したが、逆に業種が違うことで、意見の対立はあるものの異業種の交流をすることができるので、懇話会にはメリットがあると述べている。日吉屋様は小野寺様、竹澤様ともに懇話会については直接関わっていないため分からないということであった。後日、西堀様から「行政の支援がないと、存続が難しい」と回答いただいた<sup>66)</sup>。中村様は懇話会の会長経験者であり、現在役員という立場で関わっているということもあり、懇話会への参加は積極的である。運営の変化に対し、京都市との関係はなくなってしまうと力が弱くなると述べ、京都市の関係は必要であるという考え

---

63) 前掲注 51、第 15 条

64) 前掲注 57

65) 前掲注 48

66) 前掲注 58

である。懇話会は年齢層の上昇や会員の考え方の変化を問題視しているが、組合という形は残していきたいという考えである。

以上のことから、懇話会には転機が2回訪れていると考える。1つ目は、推奨制度による会員の変化である。2つ目は、2021年からの運営状況の変化である。懇話会創設から40年経つことから、懇話会の会員の性質が変化していると考ええる。1982年当初から所属している会員と推奨制度による会員との間には、組合や伝統に対する意識のズレが生まれていると考える。その意識のズレが懇話会における問題であると考ええる。懇話会を辞めた方はそのズレを容認できなくなったから辞めていかれたのではないだろうか。年齢によっても、職人か作家かという活躍したい場によって、考え方の違いも起こる。またもともと京都市が作った団体であるため、行政の手が離れてしまうと、存続するのが難しいというのが現状である。他の同業種の組合に比べて、行政との関わりが強く、左右されやすいというのが課題となっている。しかし異業種であるが故に、新しい視点の発見など、利点がある。小規模で組合を作ることができないが、このような形の組合は残していくべきであると考ええる。

## 第2節 海外販路拡大に関する考え方

この節では、近年拡大している海外販路への考え方を考察していく。和田様は過去に海外の高校や美大に在籍しておられた<sup>67)</sup>。日吉屋様は「KOTORI」という照明器具を制作し、海外へも展開している<sup>68)</sup>。中村様はアメリカやイギリスなどで展示会などを催された経験がある<sup>69)</sup>。お三方とも方法は異なるが、少なからず海外との関わりがある。それぞれ、海外販路は効果があると考えているのではないだろうか。和田様は「売りたいんやったらそれでいいけど、ちゃんと説明しないと。」と述べ、職人または生産者が商品の説明がしっかりとできるならば海外に販路を拡大しても良いという考えである。また懇話会の中でも、海外で展示会をしたいという声には反対意見も多く出たという。日吉屋の小野寺様は「海外販路もスムーズに。スムーズっていったらおかしいですけど、反対勢力としてはあまりなかった。」と述べている。日吉屋の5代目社長の西堀耕太郎様<sup>70)</sup>や日吉屋様の会社状況が影響してお

---

67) 京真田紐師江南ホームページ <http://www13.plala.or.jp/enami/> (最終閲覧日 2022 年 12 月 19 日)

68) 日吉屋ホームページ <https://wagasa.com/ja> (最終閲覧日 2022 年 12 月 19 日)

69) 前掲注 59

70) 日吉屋5代目社長。京和傘の継承だけでなく、国内、世界各国になどに商品開発や販路拡大を積極的に行っている。日吉屋ホームページ <https://wagasa.com/ja> (最終閲覧日 2022 年 12 月 19 日)

り、社長自身が海外への抵抗が少なく、日吉屋の世代交代が早かったという理由が背景としてある。中村様は前向きに行っていきたいという考えである。中村様自身、「英語もできないし、海外とかも視野には入れてなかった。」と述べている。しかし、懇話会の会長時に行った30周年事業でドイツに行ったことをきっかけに、面白いと感じたと述べている。

以上のことから、視野を広げるという目的で、日本だけでなく、他の地域の視点を取り入れることは重要であり、海外販路は一部分で効果があると言えるのではないか。しかし、懇話会の会員の中でも、海外経験者が海外出展に反対の意見を示すなど、ジレンマが生じている場面が見受けられる。職人が置かれている環境が強く影響すると考える。海外販路拡大は利益を追い求めすぎず、生産者と消費者との関わり方が1番重要であると考えます。

### 第3節 零細企業の伝統工芸の継承

この節では、小規模である伝統工芸の継承について考察していく。お三方とも、業種ごとの企業数が3未満と非常に零細な企業である。廃業してしまったら、伝統工芸がなくなってしまう可能性がある。非常に危機に瀕してる工芸を淘汰せず、引き継いでいくという意思が強いのではないだろうかと考える。和田様は「あったほうがいいし。まあ技術だけ残るっていうのも一つの手かな。」と述べている。人が継承していくのが一番であるが、不可能な場合、技術の継承が必要であるという考えである。日吉屋様は、小野寺様は残すもの自体の将来性を考えた結果、必要なものであれば、残すべきであるという考えである。竹澤様、鈴木様は双方とも、残すべきであるという考えである。竹澤様は基礎ができていないと新しいものを作ることできないので、基礎的なもの、伝統として受け継がれてきたものを残していくべきであると述べている。中村様は「大切なのは今現在。今しっかりやっていないと、後引き継いでいこうという人が現れない。」と述べている。自身にも子供がいる立場、自分が家族から受け継いできたということから、子供や後継者には自分の姿を見せることが重要であるという考えである。教える立場として、成長しやすい環境を作ること意識していると考えます。中村様自身が切り拓いて来られたように、新しい挑戦を大事にしていきたいということであると考えます。

以上のことから、個々によって捉え方はもちろん異なるが、根本的には継承し続けていきたいという考え方が共通しているということが分かった。和田様と中村様に共通しているのは、技術を残していくのも1つの手段であるという考え方である。日吉屋様は若手の職人が多く活躍している。しかし和田様と中村様は明確に後継者が決まっておらず、自然淘汰し

てしまうというのが現状である。懇話会の会長経験者であることから、継承に重きを置かず、懇話会の目的である技術保存という考え方が表われているのではないかと考える。

#### 第4節 「伝統」に対する考え方

この節では、伝統に対する考え方について考察を行っていく。伝統と聞くと、古くから守ってきたものを次世代につないでいくことが重要であるという考え方が多く見られる。しかし小規模産地伝統産業の職人は伝統に新しい考え方を持っているのではないかと考える。和田様は伝統には変化が必要であると述べている。技術を応用することで、伝統を継承していきつつ、時代に合わせた変化ができるのではないかと考える。また商品開発など新しいことばかり考えるのではなく、受け継いできたことも両方行っていく。その柔軟な考え方ができることが伝統産業に関わる人には必要であるという考えである。日吉屋様は伝統として生き残っているものは、その時代時代のニーズに合わせ、変わってきたものであるという考えである。中村様は「伝統って生き物ですから」と述べており、伝統には時代に合わせた変化は必要であるという考えである。また「昔からのやり方で守っていくというのもありつつ、突き抜けたなんかをやり続けるというのも大事」と述べ、新しいことにも挑戦することが必要であるという考えである。

以上のことから、小規模産地伝統産業の職人は「伝統」は変化してきたという考え方が多くあった。受け継いできたもの、歴史あるものを残していかなければならないという考えがあまり見受けられなかった。今まで継承してきたものを押しつけ、そのまま継承するのではなく、古くからの考え方も重視しつつ、時代の変化に合わせて、新しいものを取り入れることが大切という考え方が共通しているということが分かった。伝統に対する考え方に変化が起こっているということが分かった。

#### 第5節 小規模であるが故の利点、課題

この節では、小規模産地伝統産業の利点や抱える課題について考察していく。大規模産地伝統産業と異なる考え方が出てくるのではないだろうか考える。和田様は、利点は「しがらみがない。」「競合するところが少ない。」と述べ、課題は力と資金力がないと述べていた。日吉屋様は、利点は「融通が利く」「意思疎通がしやすい」「しがらみが少ない」と述べ、課題は、需要が少ないこと、人手が少ないので1人の負担が大きく作業が追いつかないと述べ

ていた。中村様は、利点は押さえつけるものがないので、自由である、判断、決断において、小回りが利くと述べ、課題は組織力の無さ、後継者がいないと述べていた。

以上のことから、お三方とも「しがらみがない」という利点が共通していることが分かった。この点が大規模産地伝統産業と異なる1番の点であると考え。大規模産地伝統産業は抱えている歴史、関わる人々の多さから、出る杭は打たれるため、迂闊なことはできないという考え方がある。しかし小規模産地伝統産業はその業種自体に従事する人の少なさから、何事にもしげないということが分かった。新しく商品開発をするときや展示会において、考え方や行動において自由度が非常に高いと言える。自由に動けるということが結果的に、海外など多方面に活躍していると考え。また現在まで生き残ることができると考え。しかし、課題はいろんな面において力がないことが共通していることが分かった。これが産業として成り立つことができない原因であり、大規模産地伝統産業の競争に負けてしまう要因であると考え。

#### 第4章 小規模産地伝統産業の課題と可能性

聞き取り調査を受け、小規模産地伝統産業の課題は力がないことであることが分かった。しかし、1番の課題は小規模産地伝統産業の存在自体に気づかれず、隠れている部分があると考え。特殊な技術やその業種自体の課題に見向きもされず、廃業していった業種がたくさん存在している。知名度も低く、補助金の優先度も下がり、人の興味、関心に触れることがないのである。しかし少人数であっても、活動をおこなっているのである。大規模産地伝統産業の力を圧倒するような活躍を見せる活動をしている業種も存在している。一方で、小規模産地伝統産業の職人から「自由」「しがらみがない」「反対意見がなかった」という言葉が多く登場していた。つまり小規模産地伝統産業の特徴はしがらみがなく、考え方に固執しない環境であると考え。その特徴によって、小規模産地伝統産業は廃業せずに生き残ることができるのではないかと考える。小規模産地伝統産業の強みであるしがらみのない環境を他の伝統産業にも取り入れることが重要である。伝統産業に根強く残っているしがらみを取り除くことで、自由な考え方ができるようになり、自分の思い描く、新しいことをすることができ、活動の幅も広がるということである。また小規模産地伝統産業に関わる者は、職人であり、経営者でもある。従って、職人と経営者の視点を必然的に持つことができる。大規模産地伝統産業では、経営者の下に職人がいるという傘構造が取られることが多い。

そのため、会社時代が危機に陥ると、職人が切られ、技術を保持する人間がいなくなってしまうということが起きる。しかし、双方の視点を持つことによって、お互いの状況を理解できると考える。上下関係ではなく、平等な仕事できるという環境を作ることができる。お互いに利益があることで、上手くその伝統工芸品の経済が循環すると考える。この結果、伝統産業への関わり方を変化させることができるということが、小規模産地伝統産業が伝統産業自体に及ぼす可能性であると考ええる。

## おわりに

本研究ではこれまで小規模産地伝統産業について検討してきた。第 1 章では小規模産地伝統産業の先行研究について述べてきた。小規模産地産業とはその規模の小ささから産業ではなく、手しごととして分類されていたことが分かった。第 2 章では京都市の伝統産業の統計と現状を述べてきた。京都市の協力のもと、伝産法非指定業種実態調査が実施された。この調査により、1980 年代は小規模産地伝統産業に目を向けられてきたが、現在は統計データも収集されていないということがわかった。そのことを受け、第 3 章では小規模産地伝統産業の職人から実際に聞き取り調査を行い、考察を行った。小規模産地伝統産業に共通する考え方が多く見られた。第 4 章では小規模産地伝統産業の課題や可能性について検討した。小規模産地伝統産業は伝統産業の業界を変化させるという可能性があると言えるであろう。この研究では、小規模産地であることは伝統産業とは言えないのだろうかという矛盾点に検討してきた。しかし、小規模産地伝統産業の実態を鑑みるに、受け継いできた技術を応用することで、歴史を守りながら、変化を成し遂げている。もちろん小規模であるということで、苦労や大変な思いをされている方がたくさんいる。小規模産地伝統産業は淘汰される確率は極めて高い。それでも小規模産地伝統産業に人生を捧げ、誇りを持ち、伝統を後世へと、受け繋いでいる。「伝統」とは本質的には、古くから受け継いできたこととそれを受け、時代ごとに応用を重ねていったことを継承していくという小規模産地伝統産業に共通する考え方を持つことが重要であると考ええる。

本研究では、懇話会に所属するすべての方を調査することができなかった。懇話会を辞めた方の調査をすることができなかった。また伝統産業と聞くと、大規模産地産業に目を向けられることが多い。しかしこの研究を受け、小規模産地伝統産業が注目され、調査や研究が進むことに期待したい。



## 謝辞

本研究の聞き取り調査にご協力いただきました、京真田紐師江南の和田伊三男様、京和傘日吉屋の小野寺克洋様、竹澤幸代様、京こま雀休の中村佳之様に心より厚く感謝申し上げます。

表1 「第3期伝統産業活性化推進計画での取組事例集」(第3期京都市伝統産業活性化推進計画と第3期京都市伝統産業活性化推進審議会の参考資料1より筆者作成)  
(★:新規事業、◎:充実事業)

| 施策内容   | 計画実施                                  | 事業評価 | 審議会の資料掲載 |
|--------|---------------------------------------|------|----------|
| 基本的施策1 | 改革を目指す業界団体への支援                        | ★    |          |
|        | 戦略的・効果的な補助金制度の創設                      | ★    | ○        |
|        | 伝統産業事業者のビジネスモデル確立支援                   | ★    |          |
|        | 伝統産業プロデューサー等の人材の発掘・育成                 | ★    |          |
|        | 異業種間交流の推進                             | ★    |          |
|        | 素材・技術としての伝統産業製品の利活用の推進                | ★    |          |
|        | 商工会議所等と連携した伝統産業事業者への経営支援              | ★    |          |
|        | 現代のライフスタイルに合った和の設え(インテリア)の提案          | ★    |          |
|        | E Cサイトを活用した伝統産業製品の海外販路開拓への支援          | ★    |          |
|        | 京もの海外進出支援事業の実施                        | ◎    |          |
|        | マーケットイン型の商品開発の支援                      | ◎    |          |
|        | コンテンツ産業等との連携                          | ◎    |          |
|        | 首都圏等国内における販路開拓支援事業の実施                 | ◎    |          |
|        | インバウンド対策の強化                           | ◎    |          |
|        | MICE誘致及び開催における伝統産業製品の活用               | ◎    |          |
|        | 伝統産業を紹介するP R素材の制作と周知                  |      |          |
|        | 小規模業種による複合展示商談会の開催支援                  |      |          |
| 基本的施策2 | 伝統産業製品等を暮らしの中で活用し子どもの感性を育む取組の推進       | ★    |          |
|        | 伝統産業を体験する教育機会の創出                      | ◎    |          |
|        | 伝統産業に関する学習コンテンツの整備・充実                 | ◎    | ○        |
|        | 「京の『匠』ふれあい事業」の実施                      |      | ○        |
|        | 「わたしたちの伝統産業」の製作                       |      |          |
| 基本的施策3 | 外国人に対する伝統産業の魅力発信                      | ★    |          |
|        | 新京都館等と連携した伝統産業の魅力の発信力強化               | ★    | ○        |
|        | 工房訪問事業の充実                             | ◎    |          |
|        | 京都らしいおもてなしの名人による伝統産業の魅力発信             | ◎    |          |
|        | 「京もの」のブランド化の推進                        | ◎    |          |
|        | 文化芸術との連携の促進とP Rの強化                    | ◎    |          |
|        | 着地型旅行商品(体験型プログラム等)の拡充の検討              | ◎    |          |
|        | 伝統産業製品を活かした上質な宿泊施設の誘致・拡充              | ◎    |          |
|        | 「伝統産業の日」事業の充実                         | ◎    | ○        |
|        | 「和装(きもの)文化」のユネスコ無形文化遺産登録              | ◎    |          |
|        | 「京都市清酒の普及の促進に関する条例」の普及・啓発             | ◎    |          |
|        | 全国の伝統産業、地場産業との連携促進                    | ◎    |          |
|        | 腕より始めるプロジェクトの充実                       | ◎    |          |
|        | 地域と密着した産地の活性化                         | ◎    |          |
|        | 市内の大規模イベントと連携した魅力の発信                  | ◎    |          |
|        | 伝統産業製品を活用した広告景観づくり                    | ◎    |          |
|        | インターネットを活用した情報発信の充実                   | ◎    |          |
| 基本的施策4 | イノベーションを図る若手職人の支援                     | ★    |          |
|        | 大学等との連携の促進                            | ★    |          |
|        | 生産・流通体制の在り方の検討                        | ◎    |          |
|        | 道具・原材料確保対策の実施                         | ◎    |          |
|        | 若手職人の登竜門となる作品コンペティションの実施              | ◎    | ○        |
|        | 伝統産業における障害者就労の検討                      | ◎    |          |
|        | 伝統産業従事者設備改修等事業補助制度                    |      |          |
|        | 伝統産業事業者の新規雇用に対する支援                    |      |          |
| 基本的施策5 | 京都伝統産業ふれあい館の活性化                       | ◎    | ○        |
|        | 京都市産業技術研究所の機能強化                       | ◎    |          |
| 基本的施策6 | 京都市伝統産業技術功労者顕彰及び京都市伝統産業『未来の名匠』認定事業の実施 |      |          |
|        | 卓越した技術を有する優秀な職人による実演等の実施              |      | ○        |

表2 「小規模産地の企業数、従業者数の変化」（『京都の経済』より筆者作成）

|    | 業種      | 1980年      |             | 1983年      |             | 1986年      |             | 1989年      |             |
|----|---------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|
|    |         | 企業数<br>(件) | 従業者数<br>(人) | 企業数<br>(件) | 従業者数<br>(人) | 企業数<br>(件) | 従業者数<br>(人) | 企業数<br>(件) | 従業者数<br>(人) |
| 1  | 京房撚紐    | なし         | なし          | なし         | なし          | なし         | なし          | 70         | 350         |
| 2  | 京袋物     | なし         | なし          | なし         | なし          | なし         | なし          | 40         | 680         |
| 3  | 柳行李     | 1          | 1           | 1          | 1           | 1          | 1           | なし         | なし          |
| 4  | きせる     | 2          | 4           | 2          | 4           | 2          | 4           | 1          | 2           |
| 5  | 桐下駄     | 6          | 16          | 5          | 15          | 5          | 15          | 1          | 1           |
| 6  | 和傘      | 2          | 3           | 2          | 3           | 2          | 3           | 2          | 5           |
| 7  | ちょうちん   | 6          | 24          | 6          | 24          | 6          | 24          | 7          | 25          |
| 8  | 和蠟燭     | 6          | 17          | 6          | 17          | 6          | 17          | 5          | 23          |
| 9  | 京瓦      | 7          | 36          | 7          | 36          | 7          | 36          | 12         | 58          |
| 10 | すだれ     | 19         | 70          | 19         | 89          | 19         | 89          | 28         | 85          |
| 11 | 京刃物     | 13         | 13          | 9          | 16          | 9          | 16          | 13         | 39          |
| 12 | 珠数      | 15         | 135         | 15         | 140         | 15         | 140         | 11         | 120         |
| 13 | かるた     | 7          | 700         | 5          | 700         | 5          | 700         | 5          | 650         |
| 14 | 桶       | 10         | 20          | 10         | 20          | 10         | 20          | なし         | なし          |
| 15 | 和装本     | 16         | 48          | 12         | 50          | 12         | 50          | 12         | 31          |
| 16 | 和弓      | 1          | 2           | 1          | 2           | 1          | 2           | 1          | 2           |
| 17 | 筆       | 25         | 52          | 25         | 52          | 25         | 52          | 9          | 20          |
| 18 | 陶筆      | なし         | なし          | なし         | なし          | なし         | なし          | 15         | 20          |
| 19 | 薫香      | 15         | 190         | 15         | 190         | 15         | 190         | 17         | 230         |
| 20 | 色紙短冊    | 23         | 254         | 26         | 282         | 26         | 282         | 26         | 300         |
| 21 | 截金      | 6          | 7           | 6          | 7           | 6          | 7           | 7          | 8           |
| 22 | 茶室用金物   | 3          | 3           | 3          | 3           | 3          | 3           | なし         | なし          |
| 23 | 数寄屋大工   | 30         | 130         | 30         | 130         | 30         | 130         | なし         | なし          |
| 24 | 京唐紙     | 2          | 5           | 2          | 5           | 2          | 5           | 3          | 7           |
| 25 | 能面      | 5          | 10          | 6          | 13          | 6          | 13          | 6          | 10          |
| 26 | 邦楽器用絃   | なし         | なし          | 3          | 20          | 3          | 20          | 3          | 8           |
| 27 | 調べ      | 1          | 3           | 1          | 3           | 1          | 3           | 2          | 5           |
| 28 | 古典雅楽器   | なし         | なし          | 6          | 11          | 6          | 11          | 6          | 18          |
| 29 | 黄楊櫛     | なし         | なし          | 1          | 3           | 1          | 3           | 1          | 4           |
| 30 | 金彩      | なし         | なし          | なし         | なし          | なし         | なし          | 235        | 710         |
| 31 | 手機      | なし         | なし          | なし         | なし          | なし         | なし          | 6          | 8           |
| 32 | 紋上絵筆    | なし         | なし          | なし         | なし          | なし         | なし          | 1          | 3           |
| 33 | 手描友禅用刷毛 | なし         | なし          | なし         | なし          | なし         | なし          | 1          | 15          |

表3 「京都市伝統工芸連絡懇話会の店舗一覧」  
(京都市伝統工芸連絡懇話会のホームページより筆者作成)

|    | 加盟店舗        | 業種    |    |           |       |
|----|-------------|-------|----|-----------|-------|
| 1  | 雀休          | 京こま   | 19 | 丹治蓮生堂     | 和蠟燭   |
| 2  | 京真田紐師 江南    | 京真田紐  | 20 | (資) わた悟商店 | 和蠟燭   |
| 3  | 小嶋商店・小菱屋忠兵衛 | 提燈    | 21 | (有) 丹嘉    | 伏見人形  |
| 4  | 高橋提燈 (株)    | 提燈    | 22 | 金竹堂       | 花かんざし |
| 5  | 谷川清次郎商店     | きせる   | 23 | 御弓師 柴田勘十郎 | 京弓    |
| 6  | 小丸屋         | 京丸うちわ | 24 | 能面塾 如三会   | 能面    |
| 7  | 大塚 華仙       | 截金    | 25 | 京都能面工房    | 能面    |
| 8  | 十三や         | 京つげぐし | 26 | (株) 鳥羽屋   | 邦楽器弦  |
| 9  | (株) 日吉屋     | 京和傘   | 27 | 山下慶秀堂     | 調べ緒   |
| 10 | 辻和金網        | 京金網   | 28 | 今井弓具店     | 矢     |
| 11 | 高台寺一念坂金網つじ  | 京金網   | 29 | 植田貞之助商店   | 京足袋   |
| 12 | 平井水引工芸      | 水引    | 30 | 清水末商店     | 額看板   |
| 13 | 大嶋雁金屋       | 水引    | 31 | (株) 丸善    | かつら   |
| 14 | 水引元結源田      | 水引    | 32 | (株) 大石天狗堂 | かるた   |
| 15 | 開化堂         | 茶筒    | 33 | (株) 田村将軍堂 | かるた   |
| 16 | 浅田製瓦工場      | 京瓦    | 34 | (株) 今井楽器店 | 三味線   |
| 17 | (株) 寺本甚兵衛製瓦 | 京瓦    | 35 | (株) 丸二    | 唐紙    |
| 18 | (株) 中村ローソク  | 和蠟燭   |    |           |       |

表 4 「京都市伝統工芸連絡懇話会会員数の変化（2022 年 12 月現在）」  
 （小規模産地対策より筆者加筆修正）

| 年度   | 会員数 |
|------|-----|
| 2005 | 46  |
| 2006 | 47  |
| 2007 | 48  |
| 2008 | 48  |
| 2009 | 43  |
| 2010 | 42  |
| 2011 | 42  |
| 2012 | 41  |
| 2013 | 39  |
| 2014 | 39  |
| 2015 | 41  |
| 2016 | 38  |
| 2017 | 38  |
| 2018 | 37  |
| 2019 | 36  |
| 2020 | 35  |
| 2021 | 35  |
| 2022 | 35  |

表 5 「京都市伝統工芸連絡懇話会と京都市内の小規模産地企業」

(京都市伝統工芸連絡懇話会ホームページと京都市京の手しごと工芸品製造店舗推奨制度による推奨認定店舗一覧より筆者作成)

|    | 業種       | 企業数  | 連絡懇話会への参加  |
|----|----------|------|------------|
| 1  | 額看板      | 1    | ○          |
| 2  | かつら      | 3    | ○ (1 店舗のみ) |
| 3  | 京金網      | 4    | ○ (2 店舗のみ) |
| 4  | 唐紙       | 2    | ○ (1 店舗のみ) |
| 5  | かるた      | 2    | ○(全店舗)     |
| 6  | きせる      | 1    | ○          |
| 7  | 京瓦       | 2    | ○(全店舗)     |
| 8  | 京こま      | 1    | ○          |
| 9  | 京真田紐     | 1    | ○          |
| 10 | 京足袋      | 1    | ○          |
| 11 | 京つげぐし    | 1    | ○          |
| 12 | 京葛籠      | 1    | ×          |
| 13 | 京丸うちわ    | 1    | ○          |
| 14 | 京弓       | 1    | ○          |
| 15 | 京和傘      | 2    | ○ (1 店舗のみ) |
| 16 | 截金       | 1    | ○          |
| 17 | 嵯峨面      | 1    | ×          |
| 18 | 尺八       | 1    | ×          |
| 19 | 三味線      | 1    | ○          |
| 20 | 調べ緒      | 2    | ○ (1 店舗のみ) |
| 21 | 茶筒       | 1    | ○          |
| 22 | 提燈       | 5    | ○ (2 店舗のみ) |
| 23 | 念珠玉      | 1    | ×          |
| 24 | 能面       | 2    | ○ (全店舗)    |
| 25 | 花かんざし    | 1    | ○          |
| 26 | 帆布製カバン   | 1    | ×          |
| 27 | 伏見人形     | 1    | ○          |
| 28 | 邦楽器絃     | 2    | ○ (1 店舗のみ) |
| 29 | 矢        | 1    | ○          |
| 30 | 結納飾・水引工芸 | 3    | ○ (全店舗)    |
| 31 | 和蠟燭      | 4    | ○ (3 店舗のみ) |
| 計  | 31 業種    | 52 軒 | 35 軒       |



第1図 「2021年40周年記念行事展示会の様子」 (2021年12月24日筆者撮影)



資料1 「京都市伝統工芸連絡懇話会会則」 (京都市より入手)

京 都 市 伝 統 工 芸 連 絡 懇 話 会 会 則

(名称)

第1条 本会は、京都市伝統工芸連絡懇話会と称する。

(目的)

第2条 本会は、本市において永年稀少で貴重な伝統工芸品を製造している事業者で構成、組織し、会員相互の親睦交流を図り、その維持及び振興発展に寄与することを目的とする。

(会員資格)

第3条 本会は、京都市京の手しごと工芸品製造店舗推奨要綱により推奨された店舗の伝統的な技術又は技法による伝統工芸品を製造している事業者及び平成15年1月23日現在の本会会員で、年会費を納入する事業者(以下「会員」という。)をもって構成する。

2 京都市京の手しごと工芸品製造店舗推奨要綱により推奨された店舗の事業者は、第9条の規定における役員会の承認を得て、新たに会員となる資格を得ることができる。

(事業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種顕彰制度への推薦事業。
- (2) 各種展示会への出品及び展示会の開催事業。
- (3) 後継者の確保及び育成事業。
- (4) 研修事業。
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業。

(役員)

第5条 本会は会員から選出される役員を次のとおり置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会 計 1名 (又は正副会長が兼任)
- (4) 幹 事 若干名
- (5) 監 査 2名
- (6) 顧 問 1名

- 2 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 会計は本会の会計に係る事務を行う。
- 5 幹事は会務を執行する。
- 6 監査は本会の会計状況を監査する。
- 7 顧問は会長経験者を任じ、会の運営に助言を行う。

(役員の選出、承認及び任期)

第6条 役員は総会において会員のうちから選出する。必要あるときは、これを補充することができる。

2 役員は会長、副会長、会計、幹事、監査及び顧問（以下「役職」という。）を互選し、役職の就任については総会において承認を受けなければならない。

3 役員の任期は2ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第7条 本会の会議は次のとおりとする。

(1) 総会

(2) 役員会

(総会)

第8条 本会は、会長の招集により毎年1回総会を開き、次の事項を付議する。

(1) 会則の変更に関する事。

(2) 事業及び予算の決定、決算の承認に関する事。

(3) 任期満了に伴う役員の選出及び役職就任の承認に関する事。

(4) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

2 総会は、会員の2分の1以上の出席を要する。ただし委任状により表決権を委任した者は出席とみなす。

3 総会の議事は出席会員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決することによる。ただし、会則については出席会員の3分の2以上の議決をもって変更することができる。

4 必要あるときは会長の招集により臨時総会を開催することができる。

(役員会)

第9条 役員会は役員をもって構成し、必要あるときは会長が招集し、本会の運営に必要な事項を協議する。

2 前条第2項の規定は、役員会にこれを準用する。この場合において、「総会」及び「会員」とあるのは、「役員会」及び「役員」と読み替えるものとする。

(一般会計)

第10条 本会の運営経費は年会費その他の収入をもって充当する。

2 年会費は10,000円とする。ただし、京都市京の手しごと工芸品製造店舗推奨要綱により推奨された年度について、年度の3分の2を過ぎた時点で入会する場合は、年会費を免除する。また、会員がすでに納入した会費はこれを返還しない。

3 会員は、本会の関係する展示会における売上の一部を手数料として本会に納める。なお、手数料については役員会で別途定める。

(特別会計)

第11条 本会は特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(慶弔金)

第13条 会員の死亡に関しては、弔慰金10,000円と定め、弔電対応をする。また、会員の両親及び家族の死亡に関しては弔慰金5,000円と定める。ただし、供花代等にかかる消費税はこの限りでない。

2 会員に対する見舞金及び祝金に関しては、10,000円以内とし、役員会の決定に基づき支給する。

(退会)

第14条 本会を退会しようとする会員は、その意思を書面で提出するものとする。

2 2年以上会費を納入しない会員は退会したものとみなす。ただし、退会しない旨の書面を提出した場合はこの限りでない。

3 前項ただし書の書面を提出しようとする者は、未納分の会費を納入しなければならない。

(事務局)

第15条 本会の事務局は会長の自宅又は事業所に置く。

(補則)

第16条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会がこれを定める。

(付則)

この会則は昭和57年4月1日から施行する。

(付則)

この会則は昭和60年7月5日から施行する。

(付則)

この会則は平成4年7月3日から施行する。

(付則)

この会則は平成5年7月9日から施行する。

(付則)

この会則は平成12年6月27日から施行する。

(付則)

この会則は平成14年6月4日から施行する。

(付則)

この会則は平成15年1月23日から施行する。

(付則)

この会則は平成20年6月27日から施行する。

(付則)

この会則は令和2年6月25日から施行する。

(付則)

この会則は令和3年7月21日から施行する。

※下記の資料については編集上の都合により優秀卒業論文集への掲載を見送った。

資料 2「京真田紐師江南和田伊三男様 2022 年 8 月 4 日聞き取り原文」

資料 3「京真田紐師江南和田伊三男様 2022 年 11 月 15 日聞き取り原文」

資料 4「京和傘日吉屋様聞き取り原文」

資料 5「京こま雀休中村佳之様聞き取り原文」

## 第二次世界大戦以後の京都の建物変遷 —西陣地区を中心に—

野村 理一郎

### はじめに

第二次世界大戦によって京都の町は被害を受けたのかという質問に対して、多くの人が「京都は被害がなかった」と言うのかもしれない。世間では京都は伝統が色濃く残る都市で文化的な建物も数多く存在するため、アメリカ軍が攻撃を仕掛けなかったなどという固定観念が存在する。筆者自身も以前はそういった考えを持っていた。京都は日本でも歴史がある都市で、アメリカ軍がそういった事象を考慮して攻撃の対象範囲から除外したのではないかと考えていた。だからこそ、京都は戦争の影響を受けず今なお、歴史的な建物が多数存在するのではないかと感じた。しかし、大学の授業の一環で京都市上京区をフィールドワークしたときに今までの考えが間違っていたと気づいた。京都市上京区にある辰巳公園には西陣空襲を記録する石碑<sup>1)</sup>が設置されており、そこには西陣空襲によって西陣地区がどれほどの被害を受けたのかが書かれている。それを拝見したときに京都は第二次世界大戦によって大きな被害を受けていることがわかった。そして京都と戦争について調査を進めるにつれて、第二次世界大戦が京都の町にもたらした影響は計り知れないと考えるようになった。京都が戦争の影響をあまり受けていないと考えられていたのは大阪や神戸の戦争被害と比較すると規模が小さいからである。しかし、京都の町にも爆撃が行われており、西陣の他にも京都のいくつかの都市では空襲の被害を受けている。また、京都は空襲の被害以外にも戦争の被害拡大を防ぐためにいくつかの政策を行っており、特に建物疎開は京都の町を極端に変化させた。その政策も相まって京都の町は大きな影響を受けてきたと考える。花岡ほか(2009)は、西陣地区の京町家の減少に関して老朽化を一つの要因として挙げている<sup>2)</sup>。また宮島(2005)は、京都が第二次世界大戦の戦災を受けていないから京都の伝統的な建物や京町家が現存すると述べていて、京町家の減少に関しては同じく老朽化を問題点として

---

1) 京都市上京区辰巳公園に設置。建立年は2005年で西陣に空襲があったことを記してある。

2) 花岡和聖, 中谷友樹, 矢野桂司, 磯田弦, 「京都市西陣地区における京町家の建替えの要因分析」, 『地理学評論 Series A』, 82 巻 3 号, 2009, 227-242 頁

挙げている<sup>3)</sup>。しかし、筆者は京町家などの木造住宅は老朽化による現象だけではないと考える。本稿では第二次世界大戦が京都の建物にどれほどの被害を与え、その被害状況によっては現在の京都の町にも大きく反映されているのではないかとといったテーマで調査、考察していく。調査にあたっては町の変化を比較しやすくするために建物の変遷を軸に調査を行う。

## 第1章 第二次世界大戦と京都

### 第1節 京都空襲

調査を進めるにあたって日本、京都が第二次世界大戦にどのように関わっていたのかをまとめる。第二次世界大戦は1939年にドイツ、ソビエト連邦がポーランドに進行したことによって開戦した。そして日本は1941年に真珠湾攻撃を実行、アメリカ軍との太平洋戦争が開戦し、日本の第二次世界大戦は激化した。しかし、アメリカ軍の圧倒的な兵力の差から日本は徐々に追い込まれていき、日本本土にも攻撃が仕掛けられた。空襲や原子爆弾の投下などで日本の町は多大な被害を受け、日本は1945年8月15日に降伏した<sup>4)</sup>。

第二次世界大戦での空襲は京都にも大打撃を与えた。1945年1月16日に京都市東山区馬町付近に米軍機B29<sup>5)</sup>が通常爆弾を20発投下した。被害状況は死者34人、負傷者56人、全壊・全焼31戸、半壊112戸<sup>6)</sup>。馬町空襲は京都で起きた初めての空襲で住宅だけではなく、学校や学生寮も被害に遭った。また当時空襲警報や警戒警報が発令されなかったため多くの被災者を出した<sup>7)</sup>。馬町空襲を体験した方は爆撃対象になる工場などがない東山に爆弾が落ちたことに驚いたと同時に京都を焼き払うつもりだと語っている<sup>8)</sup>。つまり、馬町

---

3) 宮島良子,「京都市都心部における京町家の減少と残存要因」,『日本地理学会発表要旨集』,2005,169頁

4) “第二次世界大戦”,日本大百科全書,ジャパンナレッジ(オンラインデータベース)  
(<https://japanknowledge.com/introduction/keyword.html?i=315>) (最終閲覧日 2022 年 12 月 15 日)

5) Boeing B-29 Superfortress の略。アメリカ、ボーイング社製の大型爆撃機

6) 馬町空襲を語り継ぐ会 (<http://vinaccia.jp/umamachi/>) (最終閲覧日 2022 年 10 月 18 日)

7) 伊藤忠夫,『京都空襲—8888 フライト—』,2021,京都新聞出版センター

8) 高山義三,『わが八十年の回顧 落第坊主から市長まで』,1971,若人の勇気をたたえる会

空襲は爆弾が落とされる可能性が低いと思われていた地域で、そこに空襲があったからこそ、予想外の被害を被ったと言える。

そして馬町空襲を上回る多数の被害を与えたのが、1945年6月26日に起きた西陣空襲である。馬町同様B29が京都市上京区の上空から爆弾を投下し、西陣空襲では死者43人、負傷者66人、被害家屋は全壊71戸、半壊84戸、一部損壊137戸と京都市内で、最も被害を与えた空襲<sup>9)</sup>である。西陣空襲で投下された爆弾は1トン爆弾で西陣周辺7ヶ所に爆弾が落とされた。元々京都は空襲の対象にはなっていない地域であり、B29は爆撃目標を名古屋の航空機工場としていた。しかしトラブルによって名古屋に落とすことができず、爆弾を西陣に落としたとされる<sup>10)</sup>。だが馬町空襲と同じように西陣に暮らす住民にとってはいきなりの出来事だった。

そのほか馬町、西陣以外にも太秦や舞鶴でも空襲があり、多くの死傷者を出している。この事象から第二次世界大戦が及ぼした影響というのは京都の町に多大なる被害をもたらしたことがわかる。だからこそ現在もその出来事を風化させないために当時の資料や空襲を記録する石碑が残されている。

## 第2節 建物疎開が与えた影響

第二次世界大戦は空襲などの被害だけではなく、国が行った政策も被害の一つに挙げられる。それが建物疎開である。建物疎開は「空襲による火災の延焼を防ぐために建物を取り壊して空間をつくる作業のこと<sup>11)</sup>」を言い、日本各地で実施されている政策である。それはもちろん京都でも行われていた。建設省が行った調査では建物疎開によって国内279都市で61万戸以上の建物が破壊され<sup>12)</sup>、そのうち京都府では20906戸が実施された。壊された建物の種類は民家や商店、旅館、工場、寺などあらゆる施設が建物疎開の対象となった。しかしこの政策自体無意味だったという意見<sup>13)</sup>も挙げられておりそれは建物を取り壊したところで大空襲の軽減にはならないや、取り壊しを行ったが空襲の被害があまりなく取り

---

9) 前掲注1

10) 前掲注7, 161頁

11) ヒロシマ用語集「建物疎開」、中国新聞ヒロシマ平和メディアセンター  
([https://www.hiroshimapeacemedia.jp/?insight=20120828145735117\\_ja](https://www.hiroshimapeacemedia.jp/?insight=20120828145735117_ja)) (最終閲覧日2022年10月24日)

12) 建設省編、『戦災復興誌』第1巻, 1991, 大空社

13) 吉田守男, 『京都に原爆を投下せよ: ウォーナー伝説の真実』, 1995, 角川書店



壊し損になってしまったというケースがあるからである。特に後者の意見に関しては京都市が当てはまっており、建物疎開によって自分たちで町の破壊を進めた都市だと言われている。筆者自身も以前は、京都は戦争の被害が少なかったので建物疎開を行った意味はあまりなかったと考えていたが、馬町や西陣で起きた空襲の実態を詳しく調査する中で建物疎開が京都に及ぼした影響は無意味ではないと考える。

京都で行われた建物疎開は第1次から第4次までである。第1次建物疎開は1944年7月から実施され、軍事上重要な施設周辺の取り壊しが行われた。ここでは島津製作所<sup>14)</sup>や西陣警察署が疎開の対象となった。1945年2月には第2次建物疎開が実施され、消防用道路が造成された。その翌月には第3次建物疎開が行われ、疎開空地帯、交通空地帯、消防用道路、疎開小空地を対象に疎開を実施。そして1945年7月に第4次建物疎開を行い、郵便局や病院などが取り壊された。しかし、第4次建物疎開は終戦とともに取り壊しは途中で止められている【表1】<sup>15)</sup>。

## 第2章 西陣の建物特徴と変遷

### 第1節 研究方法

本章では地図や表を用いて西陣地区が第二次世界大戦の空襲や建物疎開にどれほどの影響、そして変化があったのかを表記していく。今回の調査の対象範囲は、北は上長者町通、南は丸太町通、東は大宮通、西は浄福寺通とする。この範囲に絞った理由は、この地域周辺には西陣空襲によって7つの爆弾が投下されていて、対象地域周辺は建物疎開が行われていたため研究対象地域とした。実際に爆弾が落ちたとされる箇所は①～⑦に数字をあてている【図1】。さらに研究対象地域からいくつかの区分分けを行い対象地域を細分化する。図2では細分化したエリアをa～eと表記している。aエリアは西陣空襲によって3箇所に爆弾が落とされていて、戦時期には建物疎開の対象となった西陣警察署があったためaエリアと定めた。b・c・dエリアに関しても西陣空襲によって爆弾が落とされているのでそれぞれ一つのエリアにした。最後にeエリアは先述したように空襲の被害にあった地域であ

---

14) 島津製作所『島津製作所史』, 1967, 島津製作所

15) 川口朋子, 『都市防空と建物疎開「非震災都市」京都の戦中・戦後』, 2014, 京都大学学術出版会

り、このエリアは智恵光院通が特に建物疎開の影響を受けていたためこのようなエリア分けを行った。

次に年代ごとに細分化したエリアの建物の特徴を見ていく。初めに、戦時期に対象地域がどのような町だったのか、そして戦後その町がいかに変化していったのかを調査する。さらに高度経済成長期から現在にかけて西陣地区の建物や町の特徴に変化は見られるかを調べる。高度経済成長期に関しては京町家の減少が著しく、建物の高層化が目立つため建物変遷に深く関わっていると考え高度経済成長期を対象時期としている【図3】<sup>16)</sup>。そして今回使用する図は国土地理院から引用・加筆した地理院地図と空中写真、昭和26年頃京都市明細図<sup>17)</sup>【図5、6】を用いる。また図5、6の京都市明細図は「『京都市明細図』の記載内容に関する一考察」<sup>18)</sup>を参考にしている。

本章ではこれらの表と戦時期や戦後の明細図、空中写真を用いながら西陣地区の建物変遷を見ていく。また2021年10月から2022年の11月までの1年間に対象地域周辺に3回フィールドワークを行なったので、このフィールドワークから感じた筆者の予想や、写真と比較しながら京都の町が西陣空襲や建物疎開によってどれほどの被害を受け、またこれらの事象によって京都の建物の特徴がどう変化したのかを考察していく。

## 第2節 戦時期の西陣の町

建物の変遷を考察するにあたって初めに建物の定義付けをする。戦前、戦時期の建物のほとんどが京町家だったためこの当時の建物は平入の屋根を持つ一戸建て、長屋建ての木造住宅とする。そして現代的な建物は木造住宅以外で現在でもよく見られる鉄筋コンクリートやプレハブ工法で作られた家屋や集合住宅とする。

まず図2のaエリアは智恵光院通を中心に北は上長者町通、南は下長者町通、東は日暮通、西は裏門通に位置している。戦前は西陣警察署を囲んで多くの家屋が密集していたが、戦時期になると建物疎開からその周辺は更地となり、aエリアの中央にある智恵光院通も複雑な形をしている【図4、5-1】。aエリアは西陣空襲によって3つの爆弾が落とされてお

---

16) 河角龍典, 矢野桂司, 河原大, 井上学, 岩切賢, 「空中写真を利用した京町家時・空間データベースの構築」, 『情報処理学会シンポジウム』, 第31号, 2003, 111-118頁

17) 近代京都オーバーレイマップ

(<https://www.arc.ritsumei.ac.jp/archive01/theater/html/ModernKyoto/>) (最終閲覧日 2022年11月29日)

18) 赤石直美, 瀬戸寿一, 福島幸宏, 矢野桂司, 「『京都市明細図』の記載内容に関する一考察」, 『立命館地理学』, 第26号, 2014, 73-89頁

り、a エリアの最も北側に示している爆心地①は智恵光院通と裏門通の間の上長者町通にある。被害状況は道路に穴が空き、被害は少なかったと言われている<sup>19)</sup>。ただ空襲被害以外にも第4次建物疎開によって上長者町通沿いの家屋の一部が疎開の対象となり、取り壊しが行われている箇所もある。この爆心地①と同様な形で智恵光院通と裏門通の間の下長者町通の真ん中にも爆心地③があり、道路に穴が空いた。しかし、この周辺は家屋が並んでいたため、被害状況は爆心地①よりは甚大だと言われている。そして、図1の上長者町通と下長者町通の中央の爆心地②は西陣空襲で最も被害を受けた場所である。この地点には当時家族が暮らしていて、家屋に爆弾が直撃したため、多くの死傷者を出した。ただ、このエリアの智恵光院通は第3次建物疎開で防空緑地<sup>20)</sup>になっていたため道路自体への大きな被害はなかったが、爆撃があった箇所は第4次建物疎開で家屋が取り壊されているため、西陣空襲の被害を防ぐことができなかったと考える【表1】。またこのエリアは先述したように西陣警察署周辺、智恵光院通周辺で建物疎開があったことがわかっている。図6は昭和22年疎開跡地整備の計画図面でこの図に記されている赤い線で引かれている箇所は疎開跡地を道路として利用する計画の箇所である。そして青く塗られているところが第4次建物疎開の対象地域である。ただし第4次建物疎開は終戦と共に打ち切られているため、建物疎開で家屋などが取り壊されたエリアと疎開の対象ではあったが免れたエリアもある。図6の円で囲んだ箇所と図4のa エリアの空中写真とを比較するとa エリアは全体的に更地が目立つので、このエリアは空襲や建物疎開によって多大なダメージを受けていると考える。

b エリアは北は下長者町通、南は出水通、東は日暮通、西は智恵光院通の範囲である。この範囲には智恵光院通と日暮通を挟んだ出水通の北側に爆弾が落とされている。図4のb エリア周辺を見ると一部智恵光院通沿いと出水通沿いの家屋は残っているが、全体的に更地が目立つ。特に西陣空襲で爆弾が落とされたところ周辺はやはり建物は建てられていない。またb エリアの更地となっている所は防空壕や防火用水が設置されていた【図7】が、空襲の被害からは逃れられず何人もの死傷者を出した。

c エリアは浄福寺通沿いに北は出水通までの円で囲んだエリアである。このエリアは爆弾が落とされた爆心地⑤が位置しているが、ここで落とされた爆弾が不発弾だったため大きな損害はなかった<sup>21)</sup>。一方でこの地域は多くの家屋が建ち並んでおり、図3を見ると家屋

---

19) 黒田一馬監督、『あの日々を織る』, 2017, 2017 年度 立命館大学映像学部卒業制作/大学院映像研究科修士制作 合同展示・上映会, 2018, (DVD)

20) 空襲被害が出た時の避難場所、また延焼防止のために作られた場所。

21) 前掲注 19

が密接していて、図 5-2 と照らし合わせると多くが住宅だとわかる。つまり c エリアもたくさんの方が暮らしていた。またこの地域の道幅は非常に狭く、万が一焼夷弾で家屋が焼けると甚大な被害をもたらすと思われ、それくらい家屋と道路の幅が小さい。

d エリアは大宮通沿いの北は出水通、南は下立売通の範囲である。この地域は大宮通と出水通が交わる近くで爆弾が 1 発落とされている。このエリアは空襲当時多くの家屋が並んでいた【図 7】が、図 4 では爆弾が落とされた箇所が更地になっている。ただ、d エリアの南側は図 4 から多くの家屋が残っていることから、d エリアの爆心地⑥周辺とそれ以外のエリアで建物変遷に違いがあると思われる。また d エリアの大宮通は戦時期、かなり歪んでいる。

e エリアは智恵光院通沿いと昌福寺を中心としたエリアである。このエリアはお寺だけではなく住宅、病院などが位置しており、智恵光院通を中心に建物疎開が行われたため町はかなり変化している。特に智恵光院通は下立売通から道の形が異なり、智恵光院通沿いは更地が目立つため建物疎開の影響を受けているといえる。またこのエリアの智恵光院通は元々図 4-e の線で引かれた部分が通の一部であり、戦時期の政策によって新しく智恵光院通が増設されているのでこの辺り一帯も建物の変遷が見られると予想する。一方でこのエリアに落ちたとされる爆弾は昌福寺の敷地内に落ち、不発弾だったため被害は大きくなかった<sup>22)</sup>。

### 第 3 節 戦後の西陣（～高度経済成長期）

本節は、第 2 節で述べた a～e の第二次世界大戦で受けた町の被害を比較対象に戦後 10 年で町がどれほど復興し、特に建物疎開や爆撃によって損壊した家屋跡地にその後どのような建物が建てられたのかを調査する。また今回は第二次世界大戦以後の建物変遷を見ていくため、高度経済成長期の京都の町も調査範囲とする。理由は建物変遷を調査する上で現代京都の町の特徴に密接に関わってくる事例だと思うからだ。特に 1966 年に作成された長期開発計画案<sup>23)</sup>では住・商・工の機能分離や交通条件を考慮した配置などが実施され積極的に町の開発が行われた。さらには田中・阿部（2019）<sup>24)</sup>は高度経済成長期の京都の町の

---

22) 前掲注 19

23) 京都市、『京都市長期開発計画案』, 1966, 京都市

24) 田中優大, 阿部大輔, 「1960 年代の京都市における総合計画からみる都市像の変容について」, 『日本都市計画学会関西支部研究発表会講演概要集』, 17 巻, 2019, 97-100 頁

変容について 1960 年代の総合計画が現在の京都市を支える都市構造へとつながると評価している。この事例も踏まえて高度経済成長期が京都の町の変化に多大なる影響を与えたと予想し、60～70 年の西陣の町も比較対象とし戦後から高度経済成長期までの西陣の町の変化を比較・考察する。調査をするにあたって、戦後から 10 年後の 1961 年～69 年の空中写真【図 8】、高度経済成長期を表す 1974 年～78 年の空中写真【図 9】を用いる。

図 8 の a エリアは戦後から 10 年経っているが建物も道もかなり整備されている。まず西陣警察署があった場所【図 5-1】は大規模な建物疎開が実施された所だが、図 8 では新しい建物がいくつか建てられている。しかし、その特徴は木造住宅とは異なり、家屋ごとの間隔も広がっている【図 8-a-I】。そして高度経済成長期の図 9 では西陣警察署があった所は 3 棟集合住宅が建てられている。つまり西陣警察署の跡地には戦後、新しい建物が建てられているものの再び警察署は再建せず、別の家屋が建てられていたことがわかる。そして建物の特徴を見ても時代ごとに特徴が違ふ建物が建てられているためこのエリアは建物の変遷が激しいと考えられる。同様に智恵光院通を挟んだ西側の地域は爆心地①～③や第 4 次建物疎開の対象エリアだが、全体的に空地は目立つが爆心地②があった所は新しい家屋が建てられている【図 8-a-II】。ただこの家屋も西陣で見られる木造住宅とは酷似しないため再び木造住宅は建てられなかったと予想する。またこのエリアは第 4 次建物疎開があったが、実際に取り壊しが行われたエリアと免れているエリアが存在する。特に爆心地②があった箇所は西陣空襲後に建物疎開が行われたが、図 4 の裏門通沿いの家屋は取り壊されていない【図 4、5-1】。そのため戦後 10 年が経った下長者町通と裏門通周辺の家屋はこの当時も残っていると思われる。この事象は高度経済成長期を示す図 9 でも判別することができ、この当時の下長者町通沿いの中心の家屋は木造住宅が建てられている。つまり、空襲や建物疎開の影響がなかったため戦時期から 1970 年代まで木造住宅が残ったといえる【図 9-a-I】。

b エリアは戦後から 10 年で多くの家屋が再建している。智恵光院通沿いや出水通沿いの建物は戦時期に、建物に対する被害が少なかったため木造住宅が建ち並べられている、一方で爆心地④付近の家屋は少し異なった形状をしている。つまり戦後、爆心地④の跡地に木造住宅が再び建てられたというわけではない【図 8-b-I】。ただ、図 9 では空中写真から木造住宅らしきものは見受けられず、爆撃にあっていない場所の建物も現代的な建物に移り変わっているので、このエリアは戦争の被害だけではなく、高度経済成長期がもたらした町の改築の影響もあったといえる。

c エリアは爆心地⑤のあった箇所だがここの爆弾は不発弾だったため大きな被害はなかった。図 8 では c エリア一帯は木造住宅が密集していることから、西陣空襲で爆弾は落ちたものの建物を変化させるような影響はなかったといえる。図 9 でも建物や町の変化に大きな違いはなく、特に浄福寺通を挟む、出水通沿いの家屋は木造住宅が建ち並んでいる。このことから c エリアは戦時期から 1970 年代まで建物の変遷はあまりなかったのではないかと考える。

d エリアは終戦から 10 年経つと家屋が再建されている。特に大宮通と出水通が交差する辺りは戦時期、更地が目立っていたが 10 年で復興がかなり進んでいる。また爆心地⑥だったところも新しい家屋が建てられているが、木造住宅とは違った建物が再建されている。図 5-2 には赤い枠で囲まれており、地図上に市場と示されていることから西陣空襲後、爆撃があった爆心地⑥は大宮通から松屋町通まで広がる広大な商店が存在していたと考える。さらに当時の大宮通はまだ舗装されておらず、復興段階だったと思われる。次に図 9 の d エリアは戦後と比較すると町は一新しており、戦時期では見られなかったような建物や家屋が目立つ。さらに大宮通も舗装が済んでいる。また爆心地⑥のあった箇所は大きな建物が建てられており、その周辺は空地や高さのある建物が存在していて、図 9 を見る限り木造住宅は見受けられない。ただ、d エリアも第二次世界大戦だけの影響で町が変化したというわけではないと思われる。というのも d エリアでも下立売通付近は戦時期に多くの建物が残っていたが【図 4】、その家屋は高度経済成長期で新しくなっているからである。そのため、d エリアの建物変遷は高度経済成長も大きく関わっていると予想する。

e エリアは空襲や建物疎開があったエリアだが、特に建物疎開の影響が大きいと思われる。まずこのエリアの下立売通の北側には昌福寺が建立されている。そして爆心地⑦は昌福寺の井戸の中に落とされているが実害はなかったため、空襲によるお寺一帯に対する影響は少なかった<sup>25)</sup>。しかし、このエリアの智恵光院通と他の通と比較すると歪な形をしており、建物疎開の影響が大きい。先述したようにこのエリアの智恵光院通は家を取り壊して新しく道を造っているので、新しい智恵光院通周辺は建物の特徴も変わってくると予想する。図 8 では疎開で更地となった所は、建物が新たに建設されている。そして舗装された智恵光院通も戦時期よりも道幅が広がっており疎開の影響が見られる。ただ下立売通の南側、新しく造られた智恵光院通の東側に位置する空地【図 8-e-I】は戦後、そのまま公園として残っている。高度経済成長期では図 8 と比較すると建物の特徴に大きな違いはないが、下立売通

---

25) 前掲注 19

と智恵光院通が交わる建物疎開があった所は木造住宅とは違った建物が建てられており、道の形に沿って建物が建っている【図 9-e-I】。その他は戦後から特に変化は見られず、下立売通沿いの家屋は木造住宅が多く建ち並んでいることから、空襲や建物疎開の影響はなく、そのまま現存していると考えられる。

#### 第 4 節 現在の西陣

本節は、戦時期から高度経済成長期にかけて行った建物の変遷を軸に現在の対象地域はどういった町なのかを地図やその地域の写真をもとに建物の変遷を見ていく。

調査に用いるのは 2020 年の空中写真【図 10】、そして筆者がフィールドワークの際に撮影した対象地域周辺の写真をもとに戦時期との比較、変化をみる。

まず初めに a エリアは戦時期では西陣空襲の爆撃や建物疎開があり、高度経済成長期にはいくつかの集合住宅が建てられたエリアである。最初に西陣空襲によって爆撃を受けた爆心地①～③周辺の変遷を見る。爆心地①は空襲での建物の損壊は小さかったものの、建物疎開の影響で一部取り壊されている。特に智恵光院通と上長者町通が交わる所が顕著であり、疎開が行われたところとそうではないところで建物に大きな違いが見られる。例えば建物疎開があった所は現在コンクリートで建てられた家屋が存在するが、建物疎開の対象とならなかった所は現在も木造家屋が残っている【図 11】。また、a エリアの裏門通沿いの家屋も戦時期に建物疎開の影響を受けなかったため、リノベーションしている家屋はあるが、当時のまま木造住宅が現存している家もある。例えば図 12 に記した「堀」さんのお宅は図 7 の裏門通沿いにも記されていることからこの辺りは建物疎開の影響を受けていないことがわかる。一方で戦争当時西陣警察署があった箇所は高度経済成長期には 3 棟の集合住宅が建てられており、現在は大きな集合住宅が 1 棟建てられている【図 13】。つまり、建物疎開を受けた西陣警察署跡地は戦後、敷地の広さを活かした大きな建物が建てられていることがわかった。同じく爆心地②は高度経済成長期で木造住宅とは違う家屋が建てられており、現在はいくつかの集合住宅や駐車場が設けられている【図 14】。また爆心地③があった所は、現在は集合住宅と木造住宅が混在しているが戦時期に建物疎開があったところと免れたところで大きな違いが見受けられる。図 15 は a エリアの下長者町通を東から西に撮影したのだが、写真の手前は建物疎開で家屋が取り壊された所で、奥が免れた所だ。写真を見て違いは明らかだが、やはり建物疎開を免れた所は現在も木造住宅が建てられている。つまり西陣空襲で直接的な被害を受けた所は後の町の特徴に変化をもたらし、一方で直接

ダメージを受けなかったエリアは建物の老朽化などがなければ戦争当時のまま建物が残っていると考察する。

b エリアに関しては西陣空襲や防空壕の設置によって戦後は空地が目立っていたが高度経済成長期ではいくつかの現代的な家屋が建てられている。そして現在は爆心地④跡地を中心に高さのある建物や自動車ディーラーが建てられている【図 16、17】。特に図 16 で伺える集合住宅はセメントリシン<sup>26)</sup>で吹き付けが行われた家屋で、この工法は 1945 年後半から確立された<sup>27)</sup>ので、やはり戦後木造住宅の再建はせず新しい工法を用いた建物を造ったと予想できる。

c エリアは西陣空襲によって爆弾が 1 発落とされたが不発弾だったため周辺の家屋に対する被害はほとんどなかった。そのため戦後から高度経済成長期にかけての町の変化はあまりなかった。そして現在も同様に数多くの家屋が建ち並んでいる。いくつかの家屋はリノベーションされ、老朽化により取り壊されて現代的な建物が建築されているが、今なお木造住宅が残っている所【図 18】や、戦争当時の住宅地図に書かれてある表札が現在もあることから、西陣空襲による建物の被害が少なかったと考える。そのため現在も戦争当時と変わらず多くの家屋が建ち並んでいるのではないかと予想する。

d エリアも西陣空襲によって 1 発爆弾が落とされており、爆弾が落ちた周辺（出水通に近い所）は戦後、更地が広がっていた。一方で下立売通に近い所は、戦争の直接的な被害は受けていないため戦後も家屋が密集している。まず初めに、爆心地⑥があった所は、現在は集合住宅が建てられており、駐車場も存在する【図 19】。また、大宮通と出水通が交差する家屋には「八木」と「真野」さんのお宅があり【図 20】、図 7 にも同位置に同じ名字が記されていることから戦後更地になったエリアに再び家屋が建てられ、暮らしていると考えられる。しかし建物の特徴を見てみるとセメントリシンで吹き付けが行われた家屋が建てられており、更地になった地域に再び木造住宅は建てられなかった。一方で大宮通と下立売通が交差する付近は西陣空襲や建物疎開の影響が少なかったもので、戦争の影響を受けなかった木造住宅が存在すると思ったが、実際は現代的な家屋や集合住宅、駐車場が存在し、町の特徴は大きく変化していた。

e エリアは西陣空襲の爆心地⑦がある所だが、この爆弾による被害はなかったので、昌福寺も爆弾による建物への変化というのではない。ただ、このエリアの智恵光院通は大規模な建物疎開に遭っており、町は大きく変化している。中でも特に影響を受けているところが智恵

---

26) セメントを結合材とした砂状仕上げ材、仕上がり面は砂壁状。

27) 名古屋の小林塗装 (<https://yuzu-propaint.com>) (最終閲覧日 2022 年 11 月 16 日)



光院通と下立売通が交わる箇所で、この道は建物疎開で新しく造られた道なので、その周辺の建物の特徴にも違いが見られる。実際図 10、e エリアの曲線で示した箇所の新しい智恵光院通沿いは、現代的な家屋が建てられている【図 21】、一方で旧智恵光院通沿いの家屋は戦時期とあまり変わらず、家屋も木造住宅が密集している【図 22】ことから、このエリアは建物疎開の有無で町や建物が異なる性質を持つと考えられる。

### 第 3 章 戦争当時の西陣を知る方々

#### 第 1 節 特定非営利活動法人 NP0 平安京への聞き取り

特定非営利活動法人 NP0 平安京<sup>28)</sup>の河合誠治さんにインタビューを行った。質問内容は、主に第二次世界大戦時の西陣の建物について伺った。質問項目は、「建物疎開とは」「戦争当時の建物の特徴」「戦争当時の西陣地区の特徴」「取り壊しを受けた家屋の住民のその後」「建物疎開で建物を取り壊されたその後」「現代的な建物が建ち始めた時期」「建物疎開の意味はあったのか」の 7 項目である。

河合誠治氏は 1943 年生まれで京都市中京区に暮らしていた。当時の自宅は建物疎開の対象で 1945 年の 8 月に二条に引っ越した。現在は NP0 平安京で、病気で療養中の磯崎幸典さん<sup>29)</sup>に代わって西陣空襲について情報提供を行なっている。戦争当時の西陣の建物の特徴はほとんどが木造住宅であり、家屋が密集していた。そして智恵光院通も現在ほど道は広くなかったと語っている。そして建物疎開が行われたその後西陣にどのような影響があったかという問いには、智恵光院通沿いを中心に町が大きく変化したと語っていて、特に智恵光院通の道の拡張が目的で建物疎開を行なっていたと言っていた。この事象については実際に戦後すぐに取られた空中写真からも実証することができ、やはり智恵光院通が建物疎開の影響を最も受けていると伺える。そして建物の変化について、戦後すぐは建物を取り壊されたエリアには再び建物が建てられることはなかったと語っており、その理由として戦後すぐは物資難で建てたくても建てられず、成人男性のほとんどが戦地に派遣されていたため人手が足りなかったと述べている。また現代的な建物がいつ頃から建てられるようになったのかという質問に対しては高度経済成長で日本の経済が上向きになった頃から建てら

---

28) 平安京跡の PR 活動を通じて社会教育の推進とまちづくりの推進に寄与する団体。

29) 西陣空襲の語り部として活動。戦争当時 17 歳だった。

れるようになったと述べており、戦後すぐに建てられたというわけではなかった。というのも第二次世界大戦では鉄などは全て戦争に用いるため現代的な建物を建てる余裕もなく、鉄筋コンクリートを用いた建築を行える業者もいなかったと語っていた【資料1】。次節では河合氏へのインタビューを軸に西陣で行なったフィールドワークを踏まえながら町の変遷を分析していく。

## 第2節 聞き取り調査を踏まえての建物変遷の分析と考察

初めに、戦時期の西陣の町の様子についてはインタビューや空中写真から考えられるように木造住宅が密集した地域であり、特に智恵光院通周辺は木造家屋が集まっていたため、建物疎開で延焼を防ぐために取り壊されたと考えられる。そして戦争が終戦してすぐの西陣については、取り壊された智恵光院通沿いの家屋は道の拡張に用いられたため、取り壊されたところに再び家屋が建てられることはなかったと予想する。この事象については1945年から50年にかけて撮られた空中写真からも見てとることができ、終戦直後はやはり思うように復旧作業は進んでいないと考えられる【図4】。本格的に復旧作業が進められ出したのはやはり戦後から10年が経った頃で、この頃の空中写真はaエリアで一部空き地が見受けられるものの、建物疎開や爆心地となった箇所の多くのエリアで新しい家屋が建てられている【図8】。空中写真から建物の特徴を見てみると木造住宅とは異なる屋根を持つ建物を確認することができ【図8-a-I、II】、戦争の被害で更地となったエリアは少なくとも再び木造住宅が建てられるというわけではなかったと予想する。そして現在のような鉄筋コンクリートで造られた建物は河合氏とのインタビュー通り、高度経済成長期が大きく関わっていると思われる。70年代の空中写真からは幅広いエリアで現代的な建物が見受けられ、建物疎開で家屋が取り壊された場所を中心に木造住宅ではなくプレハブ住宅や集合住宅が建てられていることから、高度経済成長期を境に西陣の建物の特徴は大きく変化したと考えられる。この事象は河角氏ら<sup>30)</sup>も検証しており、1948年に約6200棟の京町家が残存していたが、時代が進むにつれて減少していき、特に61年から74年にかけては約5900棟から約4500棟と大幅に減っていることから高度経済成長期で木造住宅が極端に減ったのは明らかである【図3】。それは西陣地区も同様に戦争の被害を受けたエリアは現代的な建物が70年代から建てられるようになったと考えられる。また今回のインタビューのほかに

---

30) 前掲注16

2022 年 11 月 17 日行なってフィールドワークで西陣地区の木造住宅で暮らす方に少しだけお話を伺った。中井さん宅【図 18】は c 地点にある木造住宅で、西陣空襲の爆心地⑤があった向かい側の家屋で、築年数は 100 年を超える。中井さんは爆心地⑤に落ちた空襲の被害について焼夷弾は落とされたが大した被害は起きなかったが、屋根に爆弾が刺さっていたため家屋を取り壊したと語っており、実際に戦後すぐの空中写真も一部更地となっているところがあり【図 3-c-I】、現在この辺りは空き地もしくは現代的な家屋が建てられている【図 23】ことから爆弾が落ちたところとそうではないところでは建物の特徴に違いがあることがインタビューやフィールドワークを通してわかった。そして、度々言うが、木造住宅から現代的な建物に変遷した所の多くのエリアが、戦争で空襲や建物疎開の影響を受けた場所であり、第二次世界大戦の影響で西陣の町の特徴が変わったと考えられる。

## おわりに

本研究は第二次世界大戦以後の建物変遷を西陣地区を対象地域として調査・考察を行なった。本稿で見てきたように西陣空襲や建物疎開の対象となった地域は後に現代的な建物が建てられていたり、駐車場になっているなど更地となったエリアに再び木造住宅が建てられることはなかった。一方、西陣空襲で爆弾が落とされていないところや、建物疎開の対象外となったところは木造住宅が現存している。もちろんそのエリア内でも建物の老朽化で建て替えられている家屋もあり、一概に第二次世界大戦の影響とは言えないが西陣の町に大きな変化を与えたことは間違いない。

ただ、京都らしさを象徴する建物である、木造住宅・京町家の減少については建物の老朽化だけではなく、第二次世界大戦での政策も一つの事例として挙げられる。多くの人が京都は戦争の被害をあまり受けていないと考えているからこそ、木造住宅は戦時期の段階では多く残っていたと予想している。しかし、本論文で調査を進めることで木造住宅が減っている要因に空襲・建物疎開や戦後の復旧作業で木造住宅を再建しなかったことが今の京町家の減少につながっていると筆者は考察する。木造住宅の減少には高度経済成長による現代的な建物への一新、木造住宅の老朽化による取り壊しなどいくつかの事例はあるが、京町家の減少の根本的な要因が第二次世界大戦の家屋の取り壊しであり、この事象が京都の建物の特徴を大きく変える要因であり、建物変遷が加速したのではないだろうか。

## 謝辞

本論文の執筆にあたり、多くの方々にご指導ご鞭撻を賜りました。本当にありがとうございました。

表1 京都の建物疎開の時系列

|            |                       |                                       |
|------------|-----------------------|---------------------------------------|
| 1944年2月17日 | 建物疎開実施の通達             |                                       |
| 7月         | 第1次建物疎開               | 軍事上重要な施設周辺の建物の取り壊し<br>(例) 島津製作所、西陣警察署 |
| 1945年1月16日 | 馬町空襲                  |                                       |
| 2月         | 第2次建物疎開               | 消防用道路の造成                              |
| 3月         | 第3次建物疎開               | 疎開空地帯、交通空地帯、消防用道路、疎開小空地が対象            |
| 6月26日      | 西陣空襲                  |                                       |
| 7月         | 第4次建物疎開<br>(終戦とともに中止) | 郵便局、病院、京都市役所、鉄道沿線                     |

出典：川口朋子 『都市防空と建物疎開「非戦災都市」京都の戦中・戦後』（2014）を参考に筆者作成



図1 京都市上京区周辺地図（○で示されている箇所が爆撃にあった所）

出典：地理院地図を加工して筆者作成

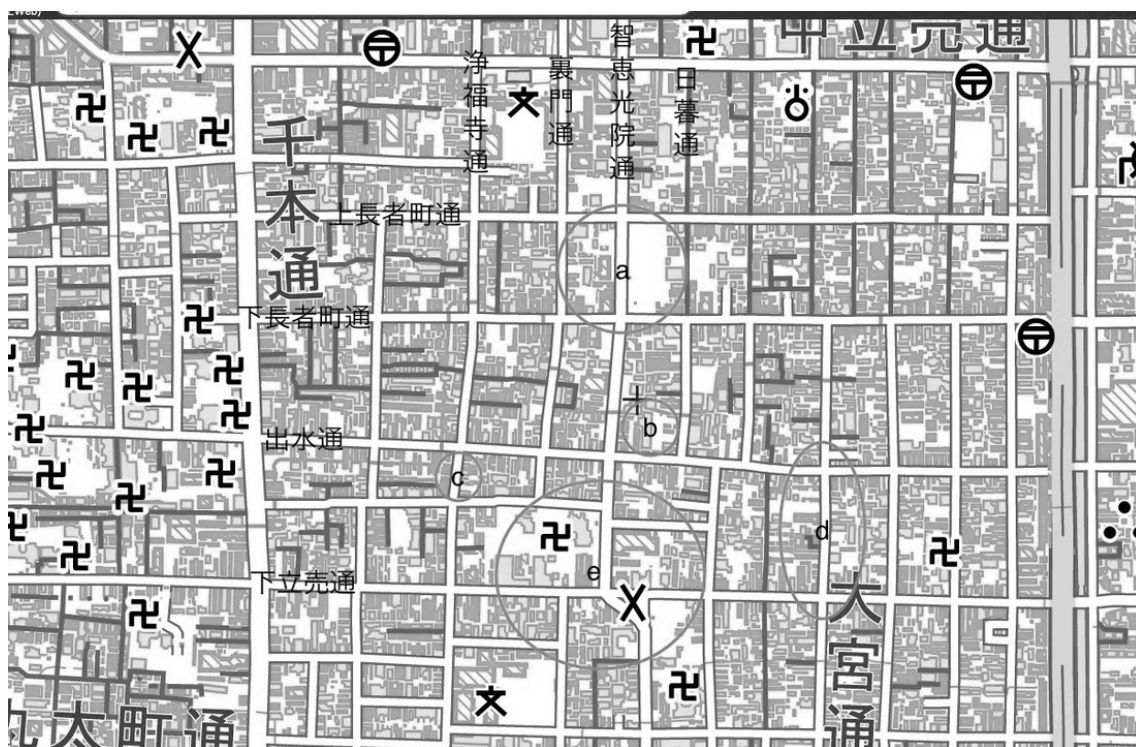


図2 京都市上京区周辺地図（a～e にエリア分けした地図）

出典：地理院地図を加工して筆者作成

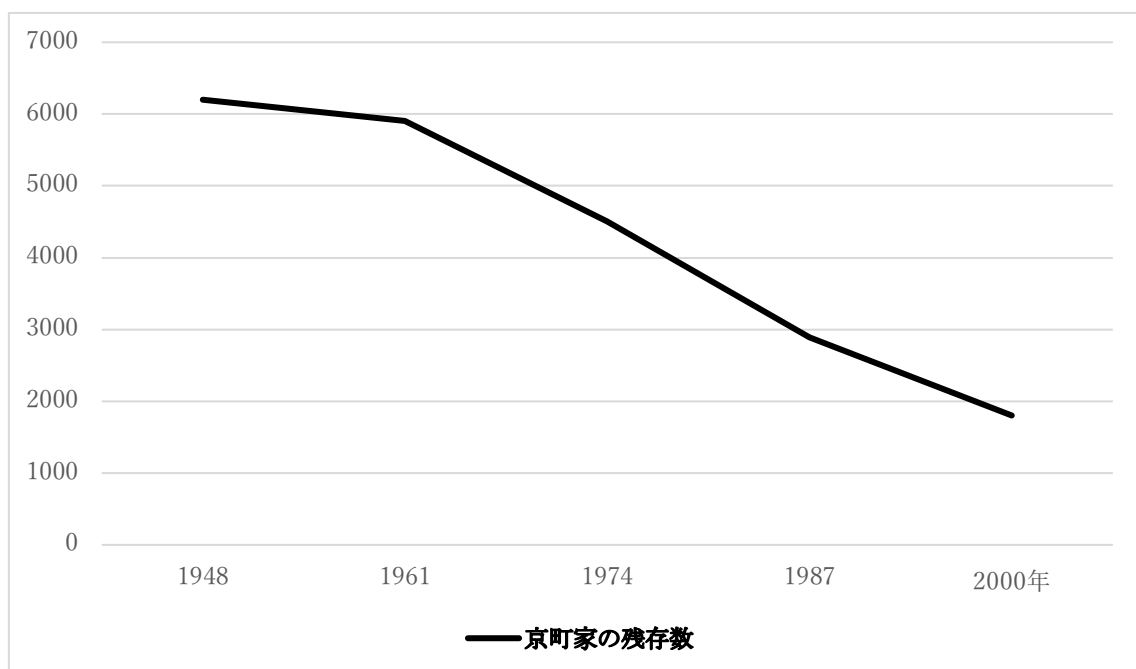


図3 京町家の推移

出典：河角・矢野・河原・井上・岩切（2003）を参考に筆者作成

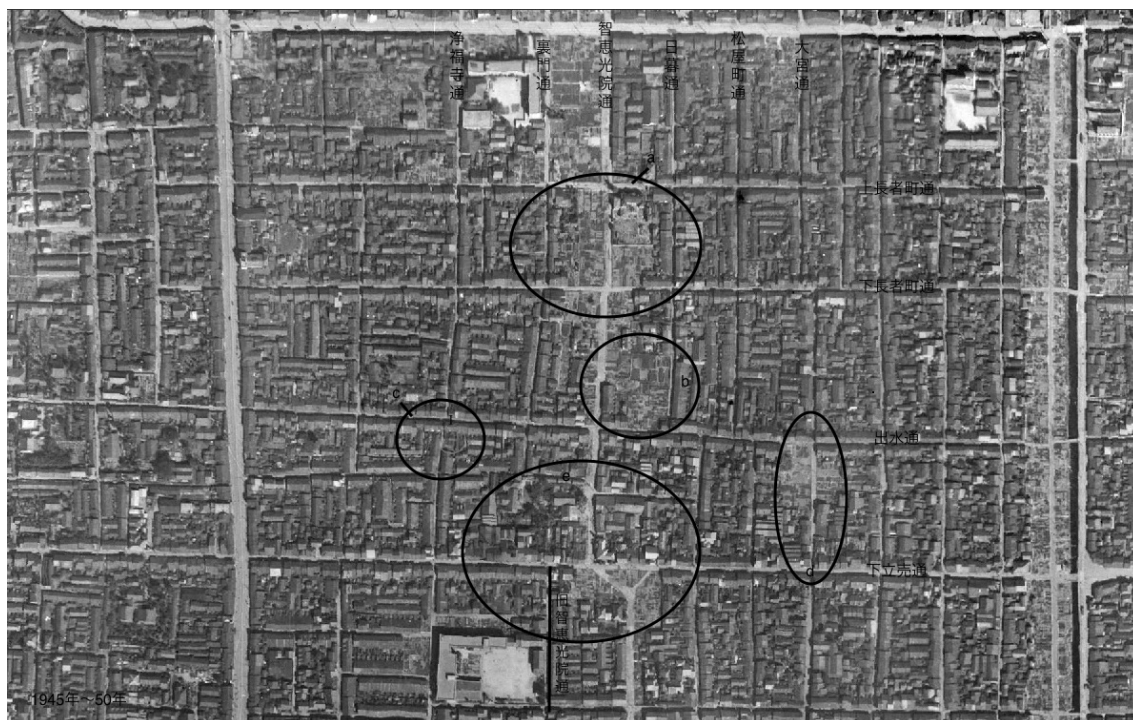


図 4 1945～50 年西陣周辺

出典：国土地理院撮影の空中写真（1945～1950 年撮影）を加工して筆者作成

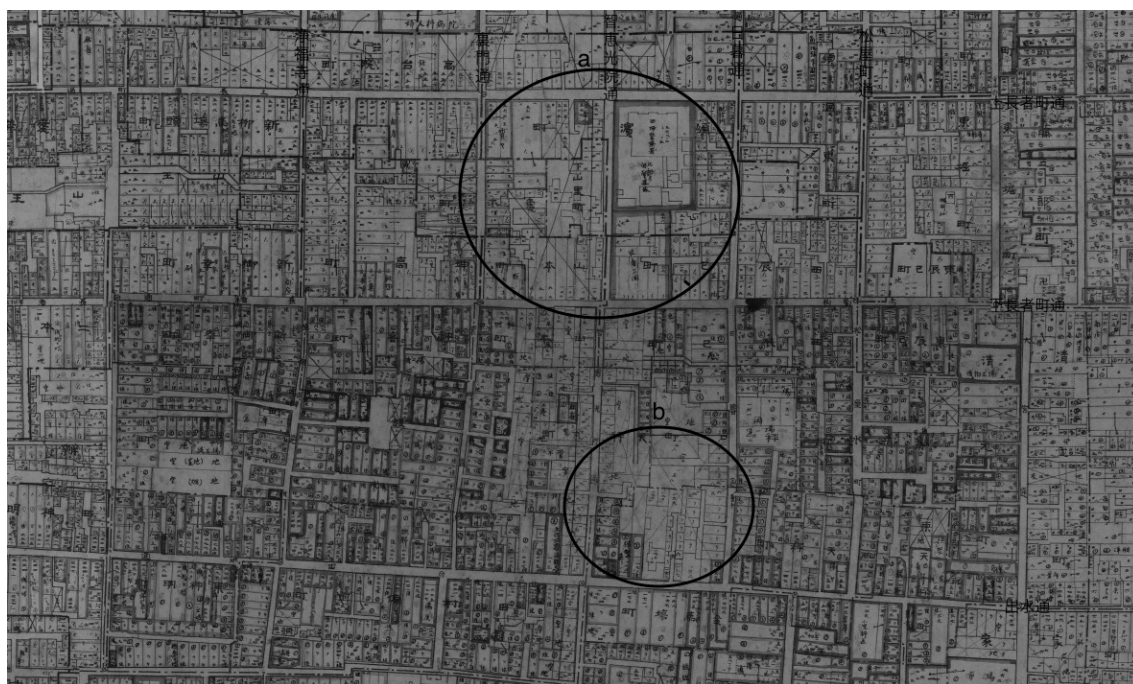


図 5-1 1951 年頃の西陣周辺（赤：企業・商店など 緑：一般住宅 青：工場）

出典：昭和 26 年頃京都市明細図（総合資料館版）を加工して筆者作成



図 5-2 1951 年頃の西陣周辺

出典：昭和 26 年頃京都市明細図（総合資料館版）を加工して筆者作成





図6 昭和22年疎開跡地整備の計画図面を加工して筆者作成

出典：建設行政のあゆみ：京都市建設局小史

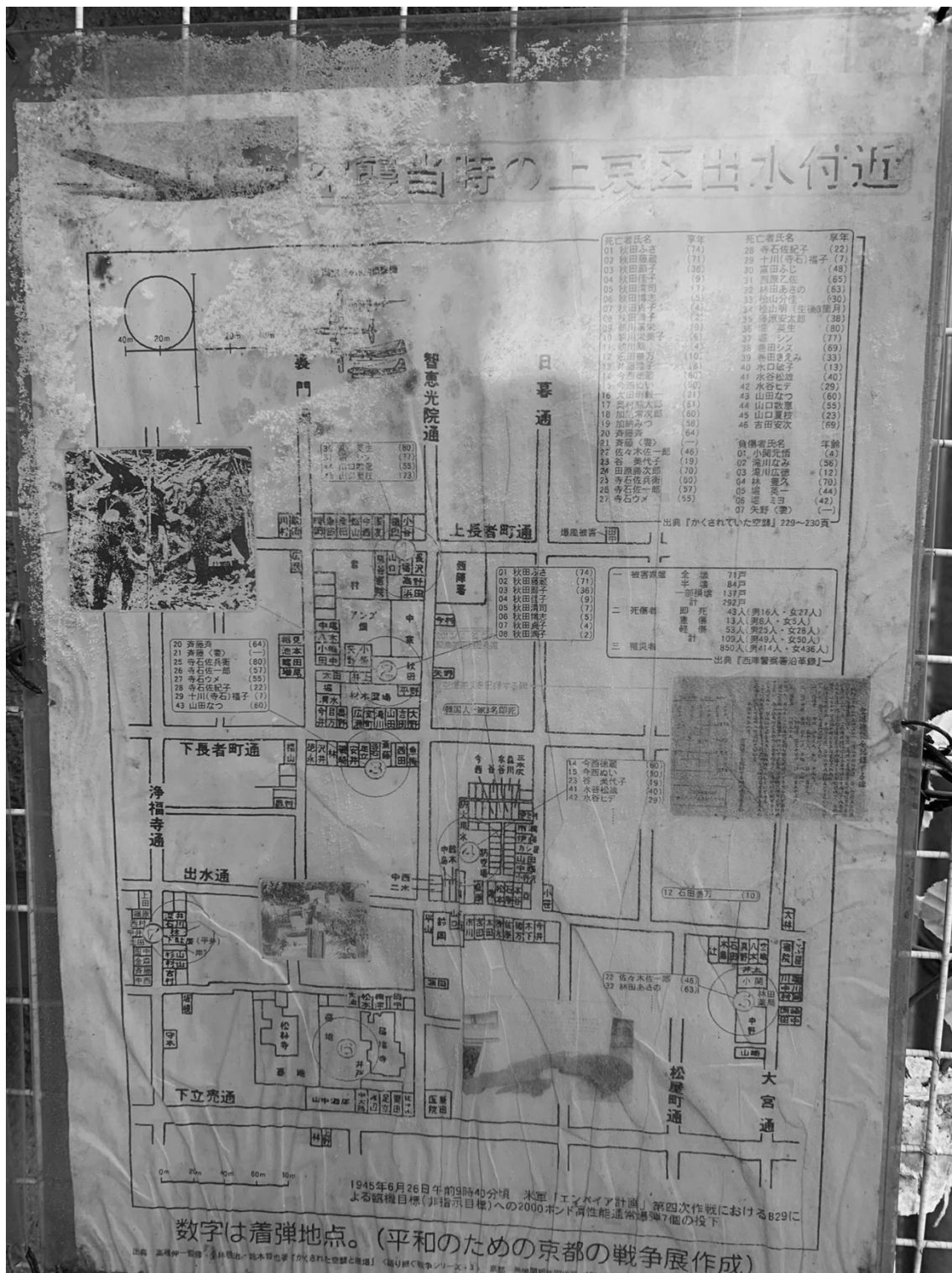


図7 空襲当時の上京区出水付近

(2021年11月25日 筆者撮影)



図8 1961～69年西陣周辺

出典：国土地理院撮影の空中写真（1961～1969年撮影）を加工して筆者作成



図9 1974～78年西陣周辺

出典：国土地理院撮影の空中写真（1974～1978年撮影）を加工して筆者作成

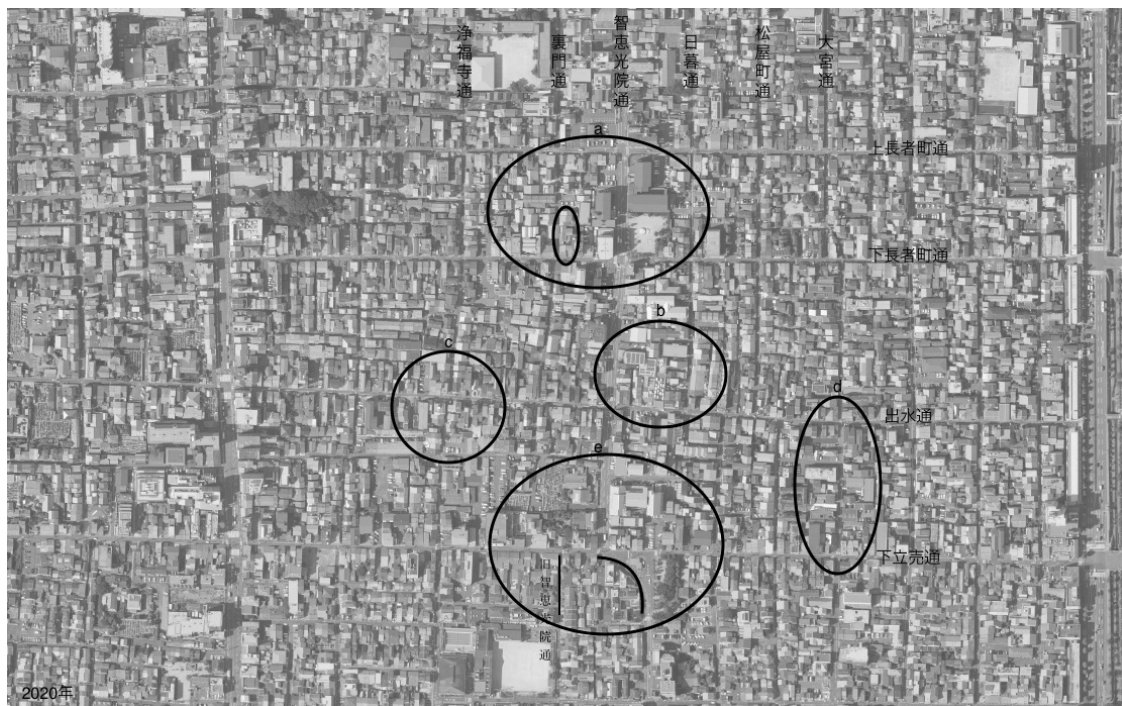


図 10 2020 年西陣周辺

出典：国土地理院撮影の空中写真（2020 年撮影）を加工して筆者作成



図 11 上長者町通の家屋

（2022 年 11 月 18 日 筆者撮影）





図 12 裏門通沿いの家屋（図 10 の赤丸辺り）

（2021 年 11 月 25 日 筆者撮影）



図 13 辰巳公園周辺  
(2021 年 11 月 25 日 筆者撮影)



図 14 智恵光院通沿い（爆心地②跡地）

（2022 年 11 月 18 日 筆者撮影）



図 15 下長者町通周辺（爆心地③跡地）

（2021 年 11 月 25 日 筆者撮影）





図 16 出水通周辺（爆心地④跡地）

（2022 年 11 月 18 日 筆者撮影）



図 17 出水通周辺（爆心地④跡地）

（2022 年 11 月 18 日 筆者撮影）



図 18 浄福寺通（爆心地⑤付近）

（2022 年 11 月 18 日 筆者撮影）



図 19 大宮通（爆心地⑥跡地）

（2022 年 11 月 18 日 筆者撮影）



図 20 大宮・出水通周辺  
(2022 年 11 月 18 日 筆者撮影)



図 21 智恵光院通（図 10-e 曲線で示した所）

（2022 年 11 月 18 日 筆者撮影）





図 22 旧智恵光院通（図 10-e 直線で示した所）

（2022 年 11 月 18 日 筆者撮影）





図 23 浄福寺通（爆心地⑤跡地）

（2022 年 11 月 18 日 筆者撮影）

【資料 1】 河合誠治さんへの聞き取り調査（2022 年 10 月 6 日対面にて実施）

1. 「建物疎開とは」

京都市から建物疎開の通達があつて 1 週間で立ち退きをする。取り壊し方は綱で家屋の柱を繋げて引っ張って倒す。

2. 「戦争当時の建物の特徴」

家屋は木造住宅がほとんど。

3. 「戦争当時の西陣地区の特徴」

住宅が密集していた。家屋も木造住宅が集まっていた。

4. 「取り壊しを受けた家屋の住民のその後」

建物疎開で家屋を失った人が帰ってくることはない。

5. 「建物疎開で建物を取り壊されたその後」

家屋を取り壊された所は智恵光院通の道の拡張に使われた。取り壊されたところに再び家屋が建てられることは少なかった。ただ、戦後すぐは木造住宅しか見られない。

6. 「現代的な建物が建ち始めた時期」

田中角栄が首相になってから。日本の経済が良くなった高度経済成長の頃から今のようなビルが建ち始めた。

7. 「建物疎開の意味はあったのか」

火災の延焼を防ぐには有効な手段だったし、現代が車社会となったので道が広がったことに関してはとても使いやすくなったと思う。しかし建物疎開の対象者のほとんどが補償をもらっていないことも事実で、さらに 1 週間で出ていくように言われたので必要最低限のものしか持っていけなかった。また男手が足りないので建物疎開に対応できない人もいて、不満を持っている人もいたと思う。

立命館京都学 優秀卒業論文集 2022

2023 年 7 月 1 日 発行

編集・発行 立命館大学 文学部 人文学科 地域研究学域 京都学専攻  
〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1

印刷 中西印刷株式会社  
〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入ル西大路町 146 番地